



川口市 文化芸術 基本計画

第2期

令和6年度～令和10年度

あいさつ

本市では、心豊かな活力ある市民生活と魅力あるまちづくりの実現に寄与することを目的として、平成28年3月に議員提案により「川口市文化芸術振興条例」が制定されました。これに基づき、平成30年12月には「川口市文化芸術基本計画」を策定し、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきたところであります。



その間、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の際は、人々が未曾有の困難と不安を抱える中、文化芸術は希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて認識されました。また、近年も、混沌とした世界情勢の中で、文化芸術は世界の平和に寄与しております。

本市におきましても、文化芸術はまちを支える活力として大きな貢献を果たしており、ゆとりと潤いのある持続可能な社会の実現に向け、川口駅西口に文化芸術の拠点を整備するなど、中核市にふさわしい文化芸術の高揚をさらに推し進めているところであります。

このことから、このたび、「川口市文化芸術基本計画（第2期）」を策定し、今後、この計画を基に、文化芸術の振興を通じて、本市の益々の発展のために引き続き全力を尽くしてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました文化芸術審議会委員の皆様をはじめ、貴重なるご意見、ご提案をいただきましたすべての皆様に心より感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の実現に向け、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

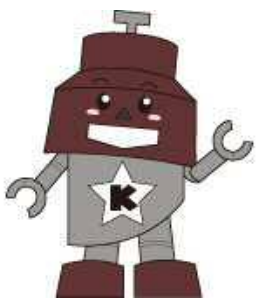
令和6年3月

川口市長 奥ノ木信夫

目 次

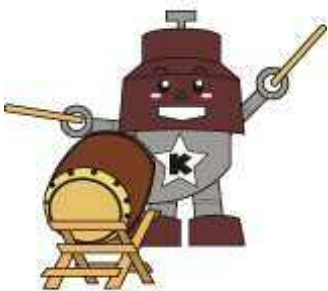
第 1 章 序論.....	1
1 川口市文化芸術基本計画(第 2 期)策定にあたって.....	3
(1)策定の趣旨.....	3
(2)計画の位置づけ.....	3
(3)計画の期間.....	5
2 川口市の文化芸術の現状.....	6
3 社会環境の変化.....	7
(1)新型コロナウイルス感染症の影響.....	7
(2)少子高齢化の加速.....	7
(3)高度情報化の進展.....	7
(4)世界情勢の混沌化.....	8
(5)持続可能な社会への意識の高まり.....	8
4 国・埼玉県の動向.....	9
(1)国の動向.....	9
(2)埼玉県の動向.....	10
5 市民の文化芸術への意識.....	11
(1)調査概要.....	11
(2)市民の文化芸術活動の現状.....	12
(3)文化芸術への意識.....	14
(4)文化施設の利用状況と満足度.....	17
(5)情報発信について.....	21
6 市内の文化芸術施設・団体等へのヒアリング.....	22
(1)市民の文化芸術活動.....	22
(2)障害者、子ども、高齢者、外国人等への対応.....	22
(3)美術館について.....	23
(4)川口市の文化芸術施策や新しい文化芸術基本計画への期待.....	23
7 川口市文化芸術基本計画(第 1 期)の取組状況と評価.....	24
8 川口市文化芸術基本計画(第 2 期)に向けた課題.....	29
(1)文化芸術を多面的に展開する必要性.....	29
(2)情報発信手法の検討.....	29
(3)情報発信内容の検討.....	29
(4)多様な住民の参加を促す.....	30
(5)文化芸術活動場所の拡充.....	30
(6)市内全域における文化芸術に身近に接する機会の拡充.....	30

第 2 章 基本構想.....	31
1 基本理念.....	33
2 基本目標.....	34
(1)誰もが身近に文化芸術に接し活動する環境づくり.....	34
(2)文化芸術の力を川口市の未来に活かす.....	34
(3)地域の文化芸術を育てる仕組みづくり.....	34
3 望ましい将来像.....	35
4 計画の体系.....	36
第 3 章 基本計画.....	39
楽しむ.....	40
活かす.....	42
支える.....	44
つなぐ.....	46
育つ.....	48
創る.....	50
第 4 章 計画の推進体制.....	53
1 各主体の役割.....	55
(1)市民の役割.....	55
(2)市の役割.....	55
(3)財団・指定管理者等の役割.....	55
(4)文化芸術団体、アーティスト、NPO、教育・研究機関、商店街等の役割.....	55
2 進行管理.....	56
(1)PDCA サイクル.....	56
(2)川口市文化芸術審議会.....	56
資料編.....	57
1 川口市文化芸術基本計画(第 2 期)検討の経緯.....	59
2 川口市文化芸術審議会委員.....	60
3 関連の法律.....	61
4 用語集.....	67



第1章

序論



第 1 章 序論

1 川口市文化芸術基本計画(第 2 期)策定にあたって

(1)策定の趣旨

文化芸術は、人々に心のゆとりと潤いをもたらす、心豊かな暮らしのために欠かすことのできないものです。また、異なる価値観や生活環境を超えて同じ感動を人々に届けることができる文化芸術の特性は、相互理解や思いやりを育み、包摂性の高い社会の実現に寄与します。

本市では文化芸術の持つ以上のような力を地域の活力としていくため、平成 2 年 5 月に市立文化施設として川口総合文化センター・リリア、平成 18 年 4 月に川口市立アートギャラリー・アトリアを整備し、文化芸術の振興に努めてきました。

また、平成 28 年 3 月には市議会議員の議員提案条例として「川口市文化芸術振興条例」が制定され、本市における文化芸術推進の指針となっています。

この条例の第 6 条「文化芸術基本計画」に基づき、平成 30 年 12 月に「川口市文化芸術基本計画」(平成 31 年度～令和 5 年度)を策定し、計画的に取組みを進めてまいりました。

この度、上記「川口市文化芸術基本計画」(平成 31 年度～令和 5 年度)が最終年度を迎えるにあたり、「第 5 次川口市総合計画 後期基本計画」(令和 3 年度～令和 7 年度)、「川口市教育大綱」(令和 3 年度～令和 7 年度)、「川口市教育振興基本計画」(令和 3 年度～令和 7 年度)の策定と、コロナ禍や高度デジタル社会の到来、少子高齢化などの社会環境変化を踏まえて、今後の川口市の文化芸術の将来像や取組みを示す新たな計画として、「川口市文化芸術基本計画(第 2 期)」を策定します。

(2)計画の位置づけ

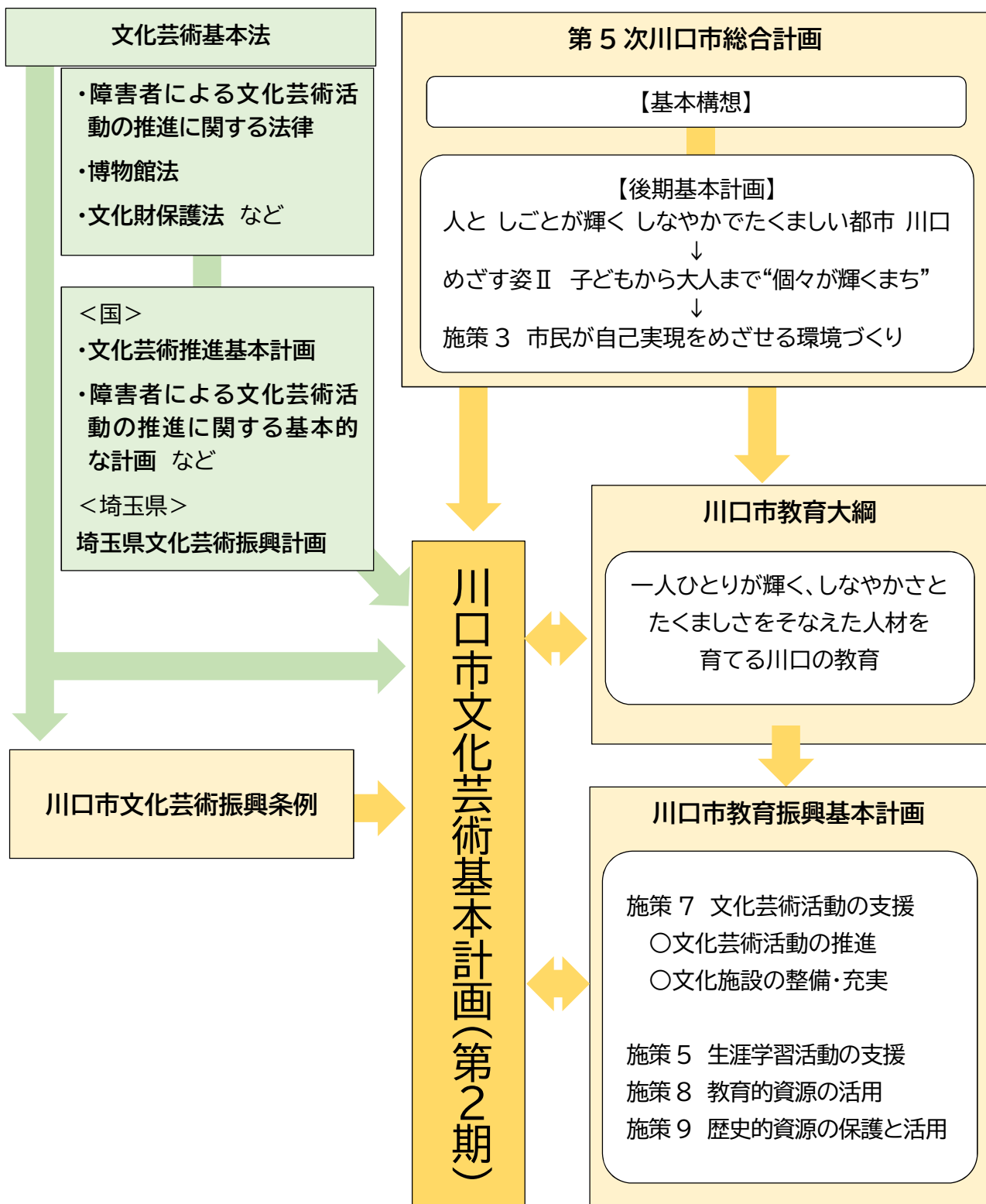
本計画は、本市の文化芸術の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画と位置づけられます。

策定にあたっては、「第 5 次川口市総合計画」を上位計画とし、「川口市教育大綱」、「川口市教育振興基本計画」を関連計画と位置づけ、それらの施策を踏まえ行政各分野と十分な連携を図ります。

「第 5 次川口市総合計画」の「めざす姿Ⅱ 子どもから大人まで“個々が輝くまち”」の「施策 3 市民が自己実現をめざせる環境づくり」では、「文化芸術に対する意識の向上」、「文化の発信拠点であるリリア」、「アートの新たな発信拠点となる美術館の整備」をキーワードとして挙げています。

これを受け「川口市教育大綱」では、めざす姿Ⅱを実現するものとして、5 本の基本目標掲げており、総合計画との整合性を保持しています。「川口市教育振興基本計画」では、この基本目標にあわせ、各施策が位置づけられていますが、そのうち、文化芸術に関連するものとして、「施策 7 文化芸術活動の支援」、「施策 5 生涯学習活動の支援」、「施策 8 教育的資源の活用」、「施策 9 歴史的資源の保護と活用」を示しています。本計画では、これらの施策と有機的に関連するものとし策定しています。

【計画の位置づけ】



(3)計画の期間

本計画は、「第 5 次川口市総合計画」や「川口市教育大綱」「川口市教育振興基本計画」との関係性を保持しながら、計画期間を 5 年間とし、第 2 期を令和 6 年度から令和 10 年度とします。なお、本市を取り巻く社会環境状況や文化芸術を取り巻く環境変化などにより必要がある場合は中間見直しを行います。

本計画は「川口市文化芸術審議会」において進行管理を行い、取組みの見直しや改善を図り、具体的なアクションプランを策定します。

R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
第 5 次川口市総合計画					(次期)川口市総合計画				
川口市教育大綱					(次期)川口市教育大綱				
川口市教育振興基本計画					(次期)川口市教育振興基本計画				
川口市文化芸術基本計画 (平成 31 年度～)			川口市文化芸術基本計画(第 2 期)					(次期)	

2 川口市の文化芸術の現状

川口市は古くからの歴史を持つまちです。江戸時代には農業が発達し、また、市内を南北に貫く日光御成道の整備に伴い、将軍が日光に向かう際の休憩所なども置かれました。更に舟運・陸上交通の整備により商品の流通も活発化して、今日の川口の基となる鋳物産業や植木・苗木栽培が発展していきました。

この頃に、鋳物師が稲荷社の初午祭りに奉納する演奏として初午太鼓が生まれ、江戸時代末期には「荒川を渡って太鼓の音が聞こえる」との記録が残るほど盛んになりました。現在も、年に1度の初午太鼓コンクールでは、子どもから大人まで多くのチームが日ごろの活動の成果を競います。

このような文化芸術を身近に感じる土壌を背景に、戦後すぐの昭和20年には川口市文化連盟(現在の川口市文化団体連合会)が発足、翌昭和21年には、第1回川口市文化祭が開催されています。当時は音楽・舞踊などと美術系合同での開催でしたが、参加者も増加しジャンルも多様化したことから、昭和48年には川口市美術家協会が設立され、美術6部門による第1回川口市美術展が開催されました。それ以来、美術分野では市美術展、舞台芸術分野では市文化祭が毎年行われて、市民の文化活動発表の場となっています。

平成2年5月には、市立文化施設として川口総合文化センター・リリア(以下「リリア」という。)が誕生しました。メインホール(2002席)、音楽ホール(600席)、展示ホールのほか、リハーサル室、会議室、催し広場、ギャラリー等を有し質の高い文化芸術作品を提供する、全国的にもレベルの高い施設整備は大きな話題となり、川口市のシティセールスにも大きく貢献しました。リリアは現在も、芸術性の高い事業展開、川口少年少女ミュージカル団など青少年の文化芸術活動の育成、市民参加型プログラムの実施などにより、地域の文化芸術の中核となっています。また、美術分野では平成18年4月に川口市立アートギャラリー・アトリア(以下「アトリア」という。)が開館し、意欲的な展覧会や地域との連携事業など独自の活動を推進しているところです。

平成28年3月には市議会議員の議員提案条例として「川口市文化芸術振興条例」が制定され、本市における文化芸術推進の指針となりました。

民間での動きも活発化し、平成24年、川口商工会議所青年部を母体として川口ストリートジャズフェスティバルが生まれました。アーティスト良し・観客良し・地域良しという三方良しの考え方に基づいて社会貢献や地域活性化を目指した同フェスティバルは広く市民に定着し、その後、ジャンル、性別や世代、国や人種を超えた新しい音楽フェスティバル「川口Fes」へと姿を変えて、年に1回のメインフェスと毎月のミニフェスで継続的に地域のアーティストに発表の場を提供しています。その他にも、市民による文化芸術に関する様々な取り組みが行われています。

今後、川口駅西口には文化芸術拠点が整備される予定です。リリアにおける音楽や舞台芸術の力、美術館における芸術の力が連携し、川口市の新しい未来を作り出していくことが期待されています。

3 社会環境の変化

(1)新型コロナウイルス感染症の影響

令和 2 年初頭から始まった新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)による数次にわたる感染拡大と緊急事態宣言などは、日常生活に大きな影響を与えました。外出自粛の影響で社会経済活動は停滞し、飲食や物販、観光業等を中心に多くの企業の業績は悪化しました。

このような中で、文化芸術に関わる公演や展覧会も、感染拡大の当初段階から中止、延期、規模縮小などが要請され、舞台公演は長期にわたり困難になり、美術館や博物館の閉館要請は一定期間にとどまったものの、外出自粛の中で鑑賞者がほとんど訪れない日々が続きました。また、音楽や映像の制作も中断され、アーティストや各方面の制作者は突然の活動停止を余儀なくされ、2020 年に開催が予定されていた東京オリンピック・パラリンピック競技大会も 1 年延期となって、様々に計画されていた文化プログラムも中止が相次ぎました。

加えて、アマチュアの文化活動も中断し、多くの人々が生きがいや生活の張りを失ったばかりでなく、団体によっては後継者不足に拍車がかかるなど、文化活動のすそ野の狭まりも指摘されています。

一方で、文化芸術を楽しむ新たな手法としてオンラインの活用が進みました。舞台公演や美術作品をオンラインで楽しむ、レッスンを受ける、自らの作品を発信するなどは広く一般化し、新型コロナが収束した後も、文化芸術の新たな楽しみ方として定着してきています。

(2)少子高齢化の加速

我が国では、人口に占める高齢者の割合が増加する「高齢化」と、出生率の低下により若年者人口が減少する「少子化」が同時に、世界に例を見ない速さで進んでいます。若者を中心とする人口の急激な減少による社会の活力低下や労働力不足が課題となっています。

川口市は利便性が高く暮らしやすいまちとしてファミリー層を中心とする人口の増加が続いていますが、年少人口(0～14 歳)及び生産年齢人口(15～64 歳)の減少はすでに始まっており、今後は高齢化が急速に進むものと推計されています。

高齢者を含む様々な世代の心豊かな暮らしの実現、また、世代間交流を促進する観点からも、文化芸術の役割が期待されています。

(3)高度情報化の進展

AI(人工知能)、IoT、ビッグデータ等の新しい技術により、社会のあらゆる分野において革新的な製品やサービスが創出されています。国も、こうしたデジタルの力で、地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図る「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、強く推進していくものとしています。

文化芸術においても、デジタル技術を用いた新たな表現、文化財などの保存活用、作品の取引などが次々に展開されています。また、音楽や映像の鑑賞や作品の発表など、インターネットは文化芸術を楽し

む手段として人々の生活に溶け込んでいます。

一方で、こうした技術を悪用したフェイクニュースやフィッシング詐欺の増加、サイバー攻撃の激化、生成 AI など容易にコピーや改変ができるなか、芸術作品の権利保護の必要性など、これまではなかった新たな課題への取組みも求められています。

(4)世界情勢の混沌化

令和 4 年 2 月に開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、多くの命を奪うとともに、世界経済にも影響を及ぼしました。食糧供給の不安定化、グローバルな物流網の混乱、原油価格高騰などに加えて急激な円安もあって物価が高騰し、人々の暮らしを圧迫しています。更に、令和 5 年 10 月にはイスラエルとパレスチナ側との戦闘が激化し、予断を許さない状況となっています。

エネルギーや食糧といった生活の土台が揺らぐことによる経済的な不安に世界情勢の不透明さが加わり、社会的な不安感は一層増しています。一方で、こうした環境だからこそ、人々の心の潤いやつながりにおける文化芸術の重要性、人種や国籍を超えてともに楽しめるという文化芸術の持つ力もクローズアップされています。

(5)持続可能な社会への意識の高まり

平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された 2030 年までに達成すべき持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals、略称: SDGs) が、将来に向けた人類共通の目標として社会に浸透してきています。

SDGs には「誰一人取り残さない社会」の実現を目指して 17 の世界的目標と 169 の達成基準が示され、文化芸術に対しても、年齢、障害の有無、経済的な状況、国籍の違いなどに関わらず、誰もが身近に文化芸術に接することができる環境づくりや、地域における社会的課題の解決といった視点が求められています。

4 国・埼玉県の動向

(1) 国の動向

この数年、国では文化芸術行政の基本となる考え方を大きく転換しました。

具体的には、文化芸術作品の鑑賞や創造、自ら行う文化活動などを「本質的価値」と位置づけて変わらず推進するとともに、文化芸術の持つ社会包摂や地域活性化への力を「社会的・経済的価値」として明確に位置づけ、積極的に「活用」としたものです。そして、こうした力を有効に発揮するためには各方面の専門性が必要であることから、まちづくり、国際交流、観光、福祉、教育、経済等、様々な分野との連携による総合的な推進が打ち出されました。また、文化芸術のジャンルについても、お茶やお花、書等を始めとする生活文化、食文化などが振興の対象に加わっています。

この基本的な考え方の変化に基づき、文化芸術や文化財に関わる多くの法律が改正・策定されました。

まず、上記の考え方を提示するものとして、平成 29 年に「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正され、この法律に基づく「文化芸術推進基本計画(第 1 期)」(平成 30 年度～令和 4 年度)において「本質的価値」と「社会的・経済的価値」の明確な位置づけ、各方面との連携強化策が打ち出されました。第 2 期計画(令和 5 年度～令和 9 年度)では、「本質的価値」「社会的・経済的価値」の二つの側面を前提とした上で、第 1 期計画より一層、文化観光やコンテンツの国際市場進出など「社会的・経済的価値」を強く意識した内容となっています。

「文化芸術基本法」改正を受けて平成 30 年に「文部科学省設置法」が改正され、文化庁の任務が、文化に関する施策を総合的に推進するものへと変更されました。また、これまで文部科学省が所管していた博物館に係る業務や学校教育における芸術教育を文化庁に移行し、このうち博物館業務については、これまでも文化庁が関わっていた美術館と歴史博物館に加えて、水族館、動物園及び科学博物館等も含むように拡大しました。

博物館については、所管が文部科学省から文化庁に移ったことを受けて、令和 4 年に「博物館法」改正が行われています。これまでは「社会教育法」の下にあった「博物館法」を、「社会教育法」に加えて「文化芸術基本法」の精神に基づくこととし、また、他の博物館や地域の多様な主体との連携、地域の活力向上への取り組みを努力義務としました。

文化財についても、文化芸術と同様の考え方に基づいて「文化財保護法」が改正されています(平成 30 年)。文化財の滅失や散逸等を防ぐための保護体制の強化とともに、観光や地域づくりなどへの文化財の活用が強く打ち出されました。あわせて、この「活用」を推進する観点から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」も改正され、自治体は条例改正により文化財保護の所管を首長部局に移管することも可能となりました。なお、同法については、令和 3 年にも改正が行われ、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設、地方公共団体による文化財の登録制度の新設などが加わっています。

一方、文化庁と厚生労働省の連携により「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年に制定されました。この法律は「文化芸術基本法」及び「障害者基本法」双方の基本的な理念に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進させることを目的としています。

(2) 埼玉県の動向

埼玉県では、平成 21 年 7 月に、文化芸術振興の基本理念や県の責務を定めた「埼玉県文化芸術振興基本条例」を施行しました。この条例の第 4 条では、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため文化芸術の振興に関する計画を定めることとしており、この規定に基づき「埼玉県文化芸術振興計画」を策定してきました。

現在の計画は 3 期目で令和 3 年 4 月に策定され、計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年となっています。新型コロナウイルス感染症の文化芸術への影響への対応、多彩な文化芸術の創造とあらゆる県民の参加促進、文化芸術基本法の改正を踏まえて文化芸術による社会の活力創出という 3 点を基本的視点とし、多様な施策の展開を想定しています。

5 市民の文化芸術への意識

計画の検討にあたり、川口市が実施している市民意識調査において文化芸術に関する市民の現状や意識の調査を実施しました。

結果の分析にあたっては、必要に応じて前計画時点(平成 29 年調査)との比較を行っています。

(1)調査概要

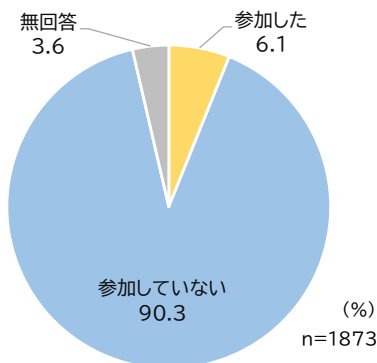
	前回調査(平成 29 年)	今回調査(令和 5 年)
調査名	平成 29 年度市民意識調査	令和 5 年度市民意識調査
調査対象	住民基本台帳をもとに無作為抽出された 川口市内在住の 18 歳以上の市民	住民基本台帳をもとに無作為抽出された 川口市内在住の 18 歳以上の市民
調査手法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
調査実施日	平成 29 年 6 月 1 日～6 月 22 日	令和 5 年 6 月 1 日～6 月 20 日
配布と回収	配布:5,000 票 有効回答:1,822 票(36.4%)	配布:5,000 票 有効回答:1,873 票(37.5%)

(2)市民の文化芸術活動の現状

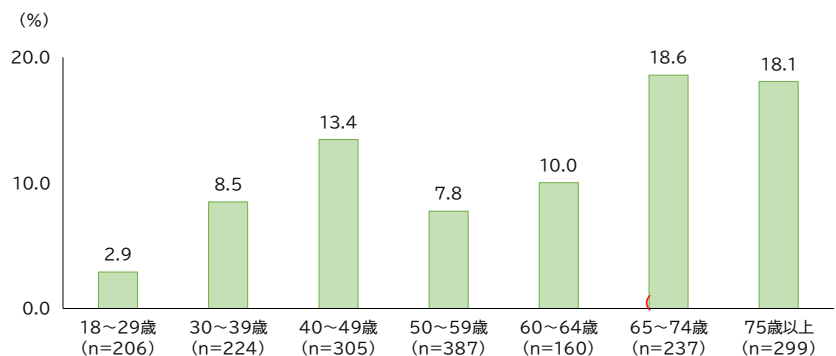
①1年間の市内での文化芸術活動参加

この1年間の市内での文化芸術活動について、「参加した」と回答した市民は、全体では6.1%でした。年齢により差異がみられ、18歳～39歳は2%弱と低く、60歳以上の層では10%前後と高くなっています。

「この1年間に市内の文化芸術活動に参加した」人の比率
(全体)



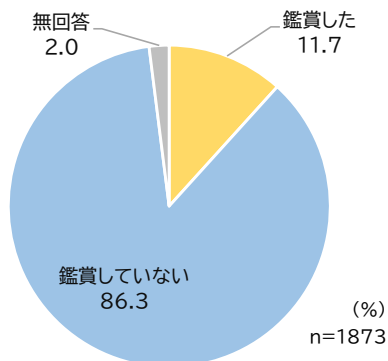
「この1年間に市内の文化芸術活動に参加した」人の比率
(年齢別)



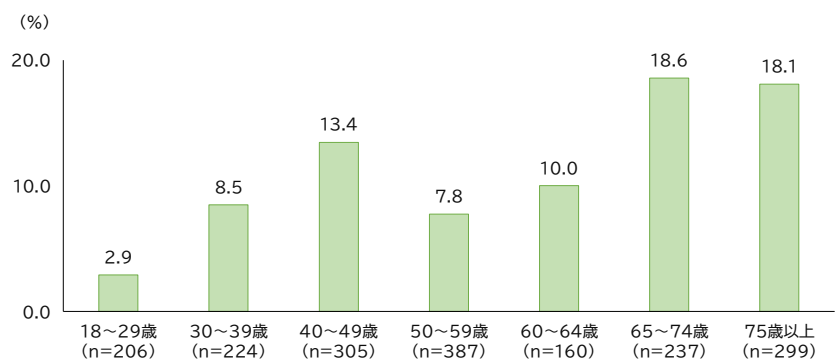
同様に、この1年間に市内で「鑑賞した」と回答した市民は、全体では11.7%でした。年齢別では、やはり18歳～29歳と50～59歳で市内鑑賞率が低く、65歳以上の層で高くなっています。

自由時間が多い世代(若年層及び子どもが成長した層)は市外での活動が多く、子どもが小さい世代や高齢者層は市内で鑑賞を楽しむ傾向があるものと考えられます。

「この1年間に市内で文化芸術を鑑賞した」人の比率
(全体)



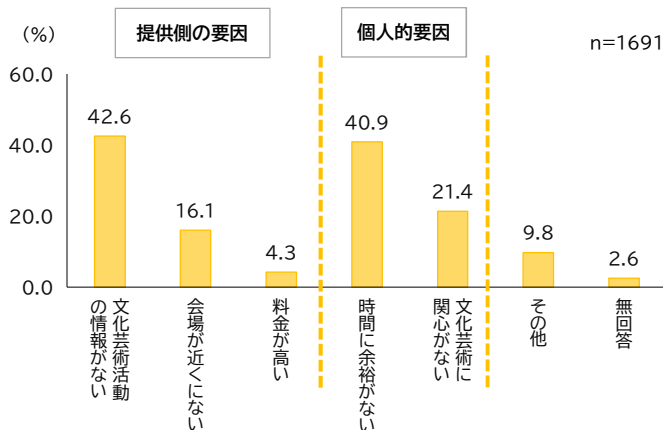
「この1年間に市内で文化芸術を鑑賞した」人の比率
(年齢別)



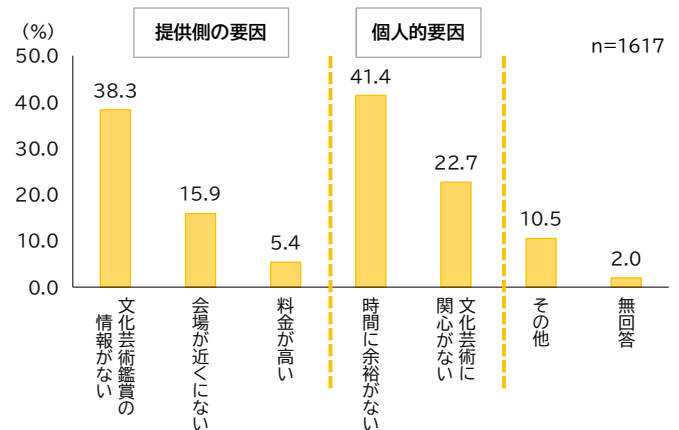
②市内での文化芸術活動の参加・鑑賞の阻害要因

この 1 年間に市内で「文化芸術活動に参加しなかった」「鑑賞しなかった」と回答した市民に、それぞれ理由を尋ねたところ、「関心がない」「時間に余裕がない」など回答者自身による理由を除くと、いずれの問についても「情報がない」が 4 割程度で最も高くなりました。第 2 位の「会場が近くない」とは、いずれの設問でも 20 ポイント以上離れており、情報がないことが大きい阻害要因になっていることが分かります。

「この 1 年間に市内の文化芸術活動に参加しなかった」理由
(全体)



「この 1 年間に市内で文化芸術を鑑賞しなかった」理由
(全体)



「この 1 年間に市内の文化芸術活動に参加しなかった」「この 1 年間に市内で鑑賞しなかった」理由
(自由回答)

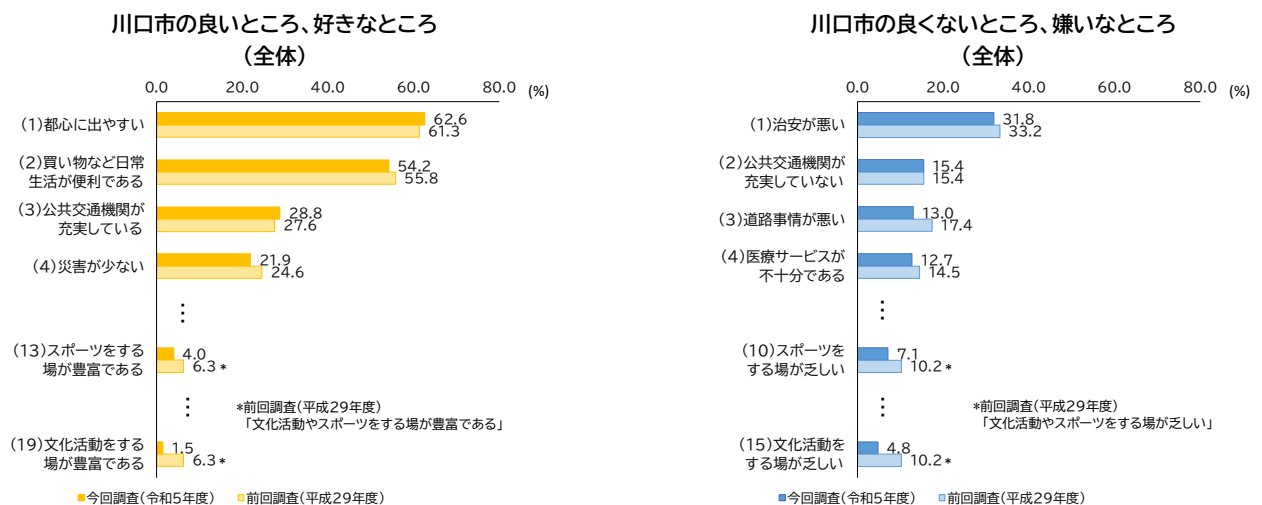
	この 1 年間に 市内の文化芸術活動に参加しなかった理由		この 1 年間に市内で鑑賞しなかった理由	
新型コロナ	新型コロナで外出を自粛していた	16	新型コロナで外出を自粛していた	38
提供側の理由	機会がない、情報がない、よく知らない	25	興味がある内容のものがなかった	36
	興味があるもの・参加したいものがなかった	22	機会がない、情報がない、よく知らない	15
	参加方法が分からない	5	日や時間が合わない、チケットが取れない	4
	日や時間が合わない、チケットが取れない	2	交通の便が悪い	2
	障害者や高齢者が参加できるものがない	1	障害者や高齢者が参加できるものがない	2
市内以外	都内へ行く	2	都内へ行く	15
			YouTube など配信で楽しむ	1
(気持ちはあるが) 阻害要因がある	自身の健康上の理由	22	自身の健康上の理由	18
	高齢のため	11	高齢のため	4
	転入したばかり	6	転入したばかり	7
	仕事・家庭とのバランス	2	子どもが小さく出かけられない	4
	介護をしているので出かけられない	2	介護をしているので出かけられない	1
そもそも興味がない	興味がない	18	興味がない	11
	鑑賞の方がいい	4	気持ちの余裕がない、時間の余裕がない	3
	文化芸術の才能がない	3	出不精、出かけるのが面倒	2
	気持ちの余裕がない、時間の余裕がない	1		
	出不精、出かけるのが面倒	1		

(3)文化芸術への意識

①文化芸術の位置づけ

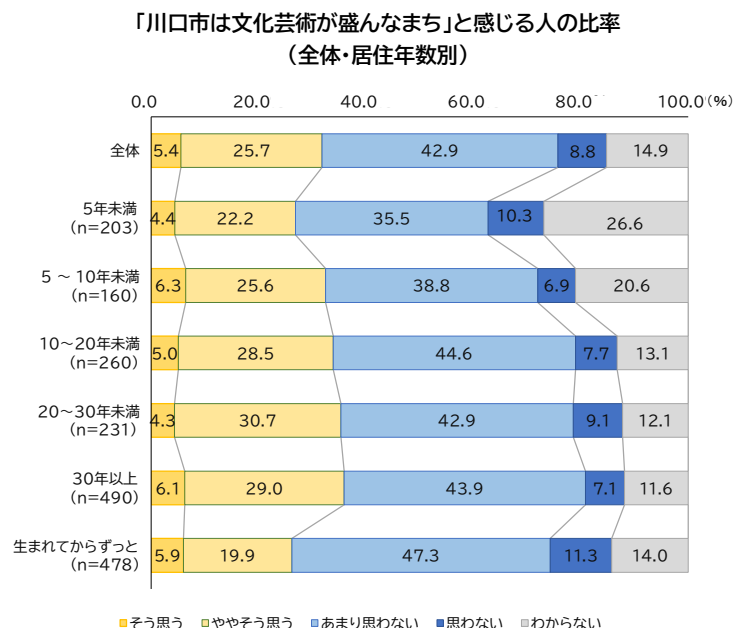
「川口市の良いところ、好きなところ」を聞いたところ、「都心に出やすい」62.6%、「買い物など日常生活が便利である」54.2%が上位となり、「文化活動をする場が豊富である」との回答は1.5%にとどまりました。

一方、「川口市の良くないところ、嫌いなところ」では「治安が悪い」31.8%、「公共交通機関が充実していない」15.4%が上位で、「文化活動をする場所が乏しい」との回答は4.8%となっています。

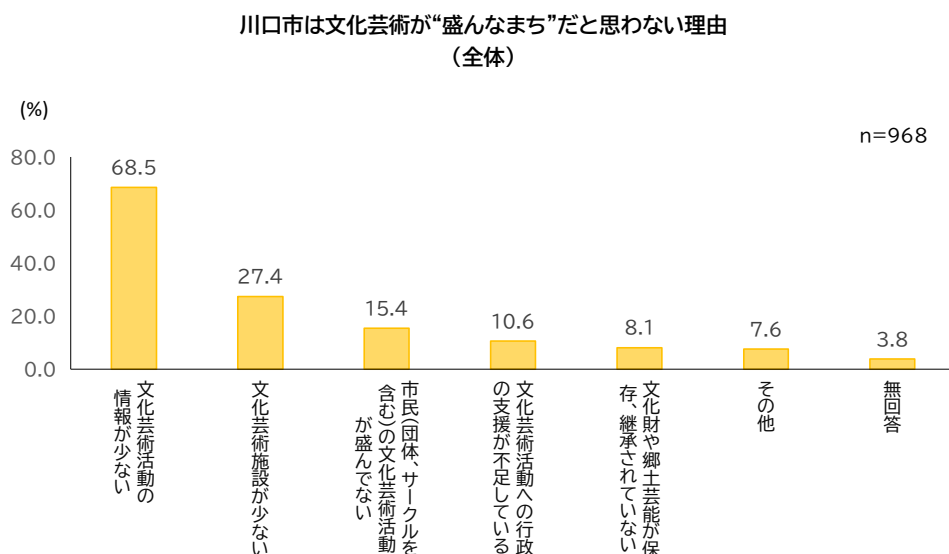


②文化芸術への意識

「川口市は文化芸術が盛んなまち」と感じるかどうかについては、「あまりそう思わない」「思わない」の合計が51.7%と半数を超えました。一方、「そう思う」「ややそう思う」の合計は31.1%となっています。この問については居住年数による違いがみられ、居住年数が短いほど「分からない」が多く、居住年数が長いほど「そう思う」「ややそう思う」の比率が高くなる傾向がみられました。



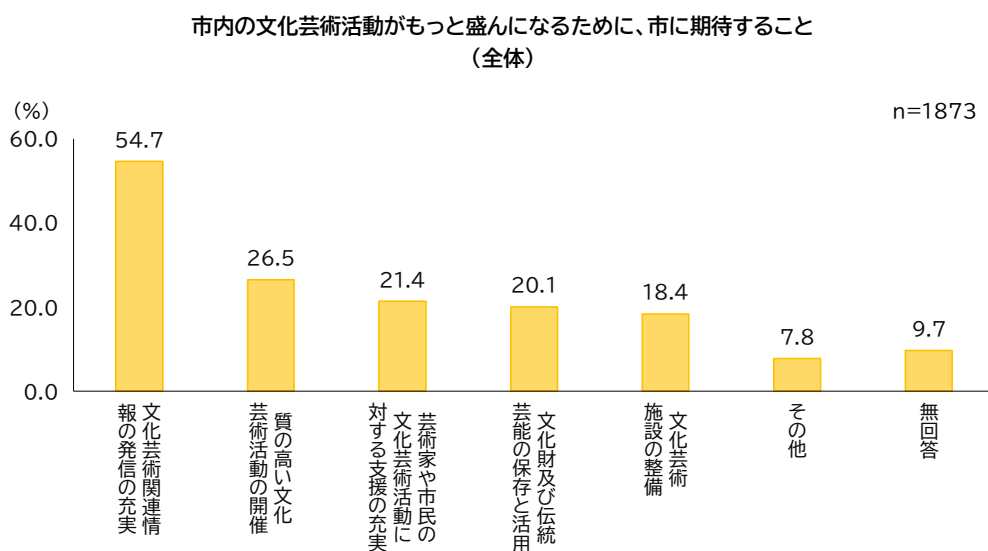
「川口市は文化芸術が盛んなまち」と「あまりそう思わない」「思わない」と回答した市民に理由を聞いたところ、この設問でも「文化芸術活動の情報が少ない」68.5%が最も高くなりました。



③文化芸術活性化に向けて期待されている方策

市内の文化芸術活動がもっと盛んになるために市に期待することとしても、「文化芸術関連情報の発信の充実」が 54.7%と最も高くなっています。第 2 位の「質の高い文化芸術活動の開催」26.5%と 28.2 ポイントの差となっており、情報発信が期待されていることが分かります。

自由回答を見ると、やはり情報発信に関する意見が多くみられたほか、川口市は市域が広いことから会場へのアクセス支援、知名度や集客力が高い事業への期待、子育て世代以外が参加しやすい事業実施、鑑賞や活動への直接的な経済支援、地元アーティストや文化団体支援(活躍や発表の場の拡大など)などがみられました。



市内の文化芸術活動がもっと盛んになるために、市に期待すること
(自由回答)

(件)

情報発信	もっと情報提供を	8
	情報発信でのインターネット活用を	2
阻害要因の除去	会場へのアクセスの充実(無料バス運行など)	8
	直接的な支援(経済面など)	4
	働いている人が参加しやすい日時の実施	2
事業内容の提案	知名度が高い・集客力が高い事業の実施	8
	地元アーティスト、文化団体支援を	6
	具体的な提案(こんな事業・こんな分野…など)	4
	魅力的な事業の実施、市民ニーズ把握、親しみやすく	4
	川口らしさ、歴史的資源をうまく取り込んで	3
	教育機関との連携	3
	扱うジャンルを幅広く(サブカルなど)	2
	若い人、単身者、夫婦世帯が参加しやすいもの	2
	ワークショップの開催	2
施設関連	既存施設の改善、施設整備を	3

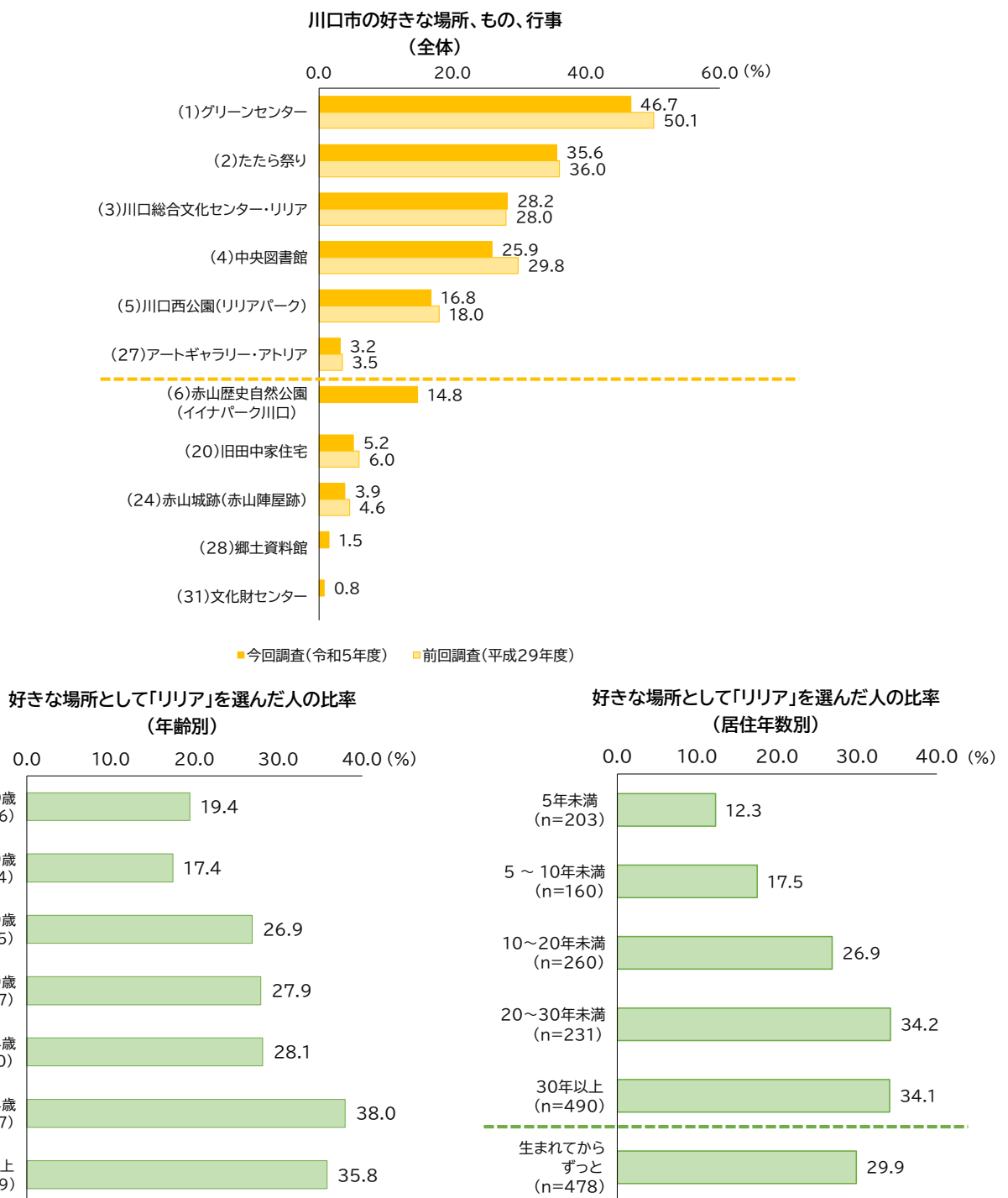
*自由回答から文化芸術に関する意見を抜粋

(4)文化施設の利用状況と満足度

①「好きな場所」としての各文化施設

「川口市の好きな場所、もの、行事」を聞いたところ、グリーンセンター46.7%、たたら祭り 35.6%に次いでリリアが 3 位となりました。前回調査(平成 29 年)では 4 位でしたので、ひとつ順位が上がっています。アトリアは 27 位、文化財では赤山歴史自然公園が最も高く 6 位でした。

リリアを「好き」と回答した人を年齢別にみると、18～39 歳は 10%台後半、40～64 歳は 20%台後半、65 歳以上は 30%台後半と、年齢が高くなるほど比率が高くなっています。また、居住年数別でも、居住年数が長いほど「好き」とする市民は多くなっています。

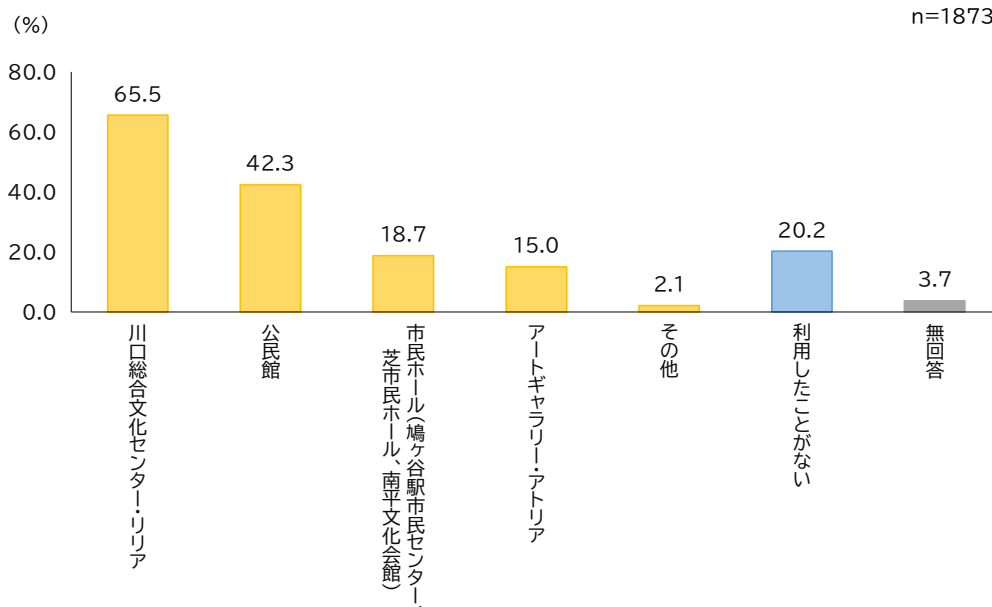


②市内文化施設の利用経験

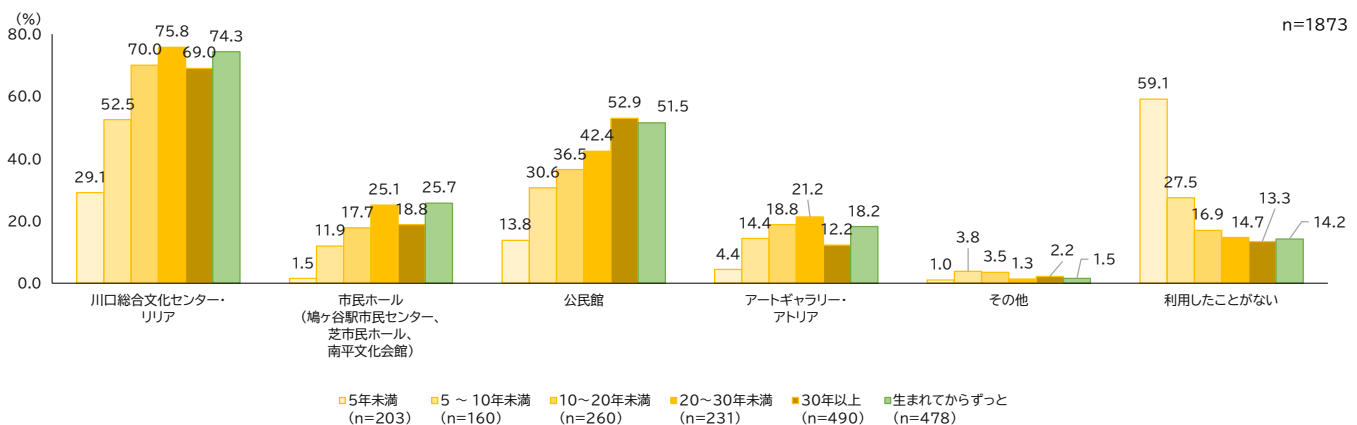
これまでの市内文化施設の利用経験を聞いたところ、全体の 76.1%がいずれかの施設を利用したことがあると回答しました。最も多かったのがリリアで 65.5%、次いで公民館 42.3%となっています。

ただ、利用経験率は居住年数によって異なっており、いずれの施設についても、居住年数が長くなるほど利用経験率は高く、居住年数 5 年未満の層で利用経験が顕著に低くなっています。

「これまでに各市内文化施設を利用したことがある」人の比率
(全体)



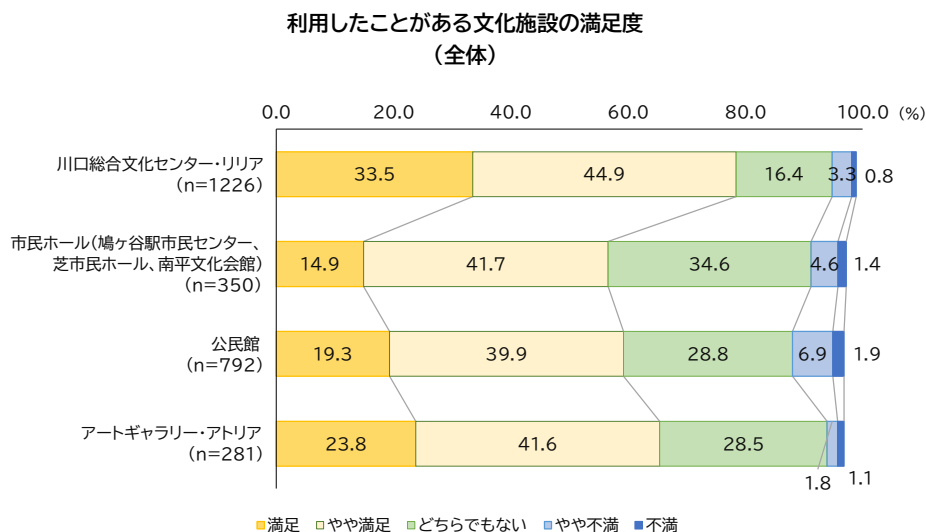
「これまでに各市内文化施設を利用したことがある」人の比率
(居住年数別)



③各文化施設の満足度

各文化施設の利用経験がある市民に施設の満足度を聞いたところ、最も満足度が高いのはリリアで「満足＋やや満足」の合計は 78.4%でした。次いでアトリア 65.4%、公民館 59.2%、市民ホール 56.6%の順となりました。

「やや不満」「不満」と回答した市民に理由を聞いたところ、リリアについてはエレベーターや階段等の動線、ホールの機能面、施設老朽化など、建物ハードに関係する不満が多くみられました。また、カフェやレストランの充実・自由に使えるスペースなどのサードプレイスとしての役割を期待する声も多くなっています。市民ホールと公民館については老朽化や予約システムなどについての意見がみられました。



**リリア:「やや不満」「不満」の理由
(自由回答)**

		(件)
スペース	カフェやレストランの充実、気軽に使える自由なスペースがほしい	8
建物	ホールの機能面の課題(音響、客席椅子など)	9
	動線が不便、分かりづらい、エレベーター・エスカレーターの課題	7
	老朽化、きれいではない	4
	トイレへの不満	4
	駐車スペース不足	1
運営など	利用料が高い	4
	その他(改修で使えなくなる、活気がない、情報が少ない、予約が取りづらい、サービス体制など)	各 1
その他	(自宅から)遠い、交通が不便	2

**市民ホール:「やや不満」「不満」の理由
(自由回答)**

		(件)
建物	老朽化、古い、薄暗い	5
運営	使えない日・時期が多い	2
その他	その他(狭い、駐輪場の問題、設備整備の要望、交通の便が悪いなど)	各 1

公民館:「やや不満」「不満」の理由
(自由回答)

(件)

建物	老朽化、古い、薄暗い	20
	設備、諸室への不満	7
	室間の音漏れ	2
	狭い、バリアフリー対応の遅れ、障害者対応の遅れ、子どもの遊び場不足、駐車スペース不足	各 1
運営	申請のあり方(予約方法、利用者制限など)	4
	利用しづらい	3
	職員の対応	3
	時間帯、休館日	2
	講座が少ない、講座内容	2

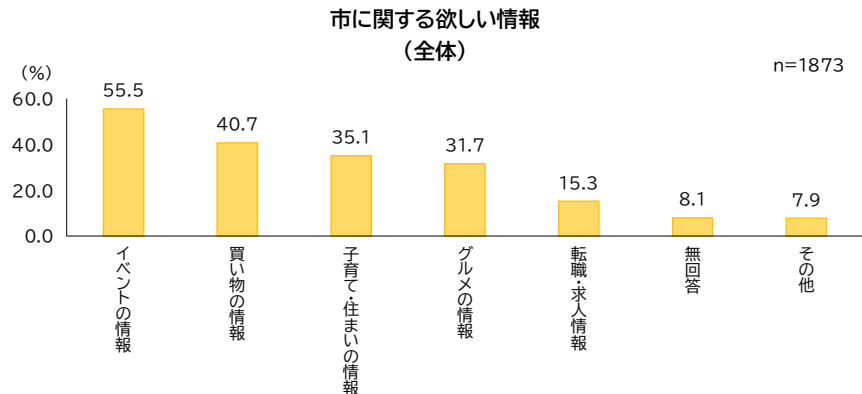
*アトリアへの自由回答は票数が少なかったため割愛

(5)情報発信について

①市に関する欲しい情報

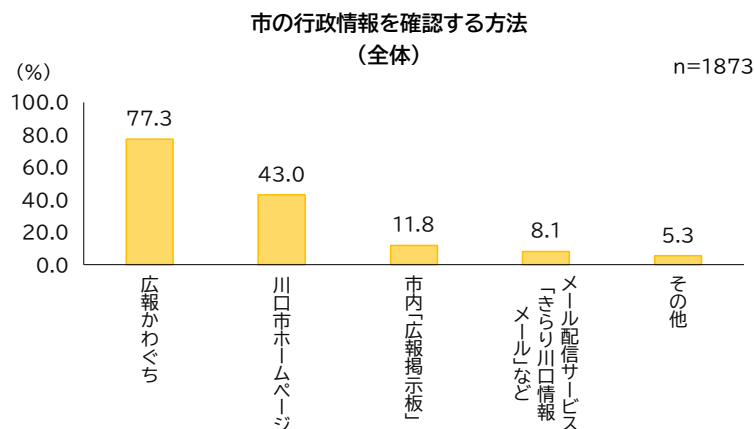
ここまで、市内での文化芸術を更に活発にしていくために情報提供や情報発信が重要であることが分かりました。

そこで、市民が市についてほしい情報を見ると、最も高いのは「イベントの情報」55.5%となっています。イベントには様々なものがありますが、文化芸術情報も含まれているものと思われます。

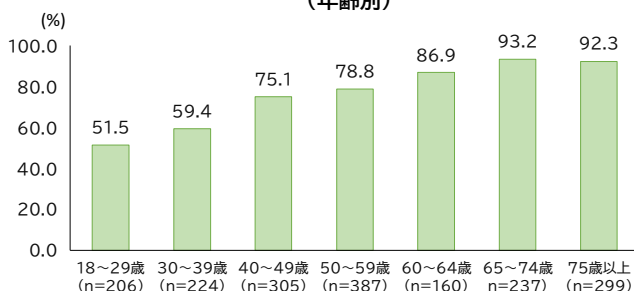


②情報入手の方法

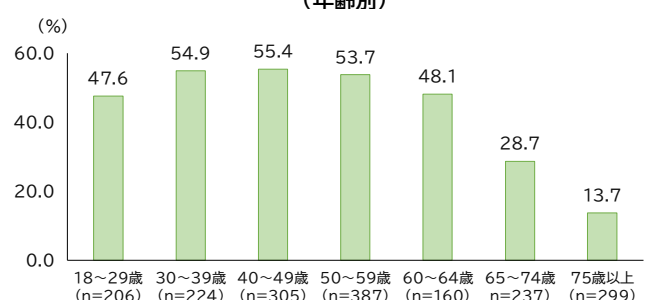
市政情報を確認する方法については、全体では「広報かわぐち」が 77.3%と最も高くなっています。ただ、年齢層による違いがみられ、年齢層が高くなるほど「広報かわぐち」で情報を入手する人が多くなっています。一方、「川口市ホームページ」は 30 代～50 代で 50%台となっており、65～74 歳は 28.7%、75 歳以上では 13.7%と、急激に少なくなります。世代によって情報入手の手法が異なるため、世代を意識した様々な手法を検討することが必要です。



「広報かわぐち」で市の行政情報を確認する人の比率
(年齢別)



「川口市ホームページ」で市の行政情報を確認する人の比率
(年齢別)



6 市内の文化芸術施設・団体等へのヒアリング

本計画の検討にあたり、市内の文化施設や文化芸術団体へのヒアリング調査を実施しました。主な内容は次のとおりです。

(1)市民の文化芸術活動

- ・川口市は鉄道路線が複数あり、使っている路線によって足を伸ばす方面が全く異なる。文化施設が集中している川口駅周辺に必ずしもアクセスが良くない地域もある。地域が一体となる大きい祭りなどもなく、全体としての一体感を感じにくい。
- ・市民全体に情報を届けられるような仕組みづくりができればよいと思う。
- ・リリアが川口駅にできたことで、音楽に興味のある人が市外に出ることは減ったのではと思う。
- ・「鋳物」「植木」は大切なものではあるが、市民が考える「川口市の文化芸術」イメージは少し異なると思われる。例えば、鋳物工場の跡地をリノベーションしたカフェなどは市民が思うイメージに近いかもしれない。
- ・東京で鑑賞する若者も多い。ただ、遊ぶのは東京でも転居まではせず、市内に住み続ける人が多いように思う。
- ・文化団体の日常的な練習は公民館などがよく使われている。
- ・既存の文化芸術団体の多くはメンバーの高齢化が課題となっている。観客も高齢化しており、新しく川口市民になったファミリー層にどのようにアピールしていくかは課題。
- ・ポップス、ダンスや演劇など若い人の活動は活発だが、練習や発表場所が不足している。こうした活動や意欲を、市内の文化芸術活動の活発化や文化芸術を通じたまちづくりに生かすことができれば、活性化するのではないかな。

(2)障害者、子ども、高齢者、外国人等への対応

- ・アウトリーチなどについてはまだ拡大の余地があると思われ、今後取り組んでいきたいと考える。
- ・子ども向けワークショップについては、来た人は楽しんでくれるが、集客は厳しいのが現状。
- ・学校に向けて連携やアウトリーチの声掛けはしているが、今は学校の学習内容が増えており、芸術教育に時間をとってくれる学校を見つけるのが難しくなっている。
- ・障害者や外国人対応、社会包摂などには人的・経済的なリソースが必要であり、今は特別な対応はできていない。市のリーダーシップに期待している。
- ・外国人の方については、悪いニュースの報道はあったが、川口になじもうとしている人も多い。「外国人」として一概にまとめずに考えることが必要と思う。

(3)美術館について

- ・川口駅西口のモニュメントとして影響力は強いと思う。
- ・市民からは「何があるのか？」という期待値は大きい。興味はあっても足を踏み入れるには仕掛けが必要。美術に興味のない人もまずは足を運んでもらうためには、アニメや漫画等を活用する方法も考えられる。外部の人がたくさん訪れれば、市内の人はおのずと興味がわく。
- ・展示する人が「自分の作品が美術館に飾られた」という印象に残るような施設だとよい。
- ・アトリアやリリアの展示ホールとの役割分担はどうなっていくのか気にかかる。
- ・リリアの展示ホールが不要になるのであれば、練習場など効率的な転用もありうるのではないか。
- ・音楽と美術のコラボなど、新しい試みが行われるとよい。ありきたりかもしれないが、デートスポットになるような、若者が住みたいまちと思えるおしゃれな空間となってくれればと思う。

(4)川口市の文化芸術施策や新しい文化芸術基本計画への期待

- ・川口は活力のある地域だが、それをどう活用するのかはなかなか難しい。川口市の特徴でもある「多様性」を活用して発展していくとよいと思う。
- ・あまりにも多様化しているのが川口市の特色。みんなが楽しめて、文化芸術に触れられるとよいと思うがその具体策の検討がとても難しい。
- ・子ども、学生、海外からの子どもたちに「川口だから」できる文化的体験を提供して、川口に住んでよかったと思って成長してくれるとよいと思う。
- ・学校以外の場で子どもたちが成果を発表する場があるとよい。技術の高さではなく、表現した本人がいいと思うものを持ち寄れる場があればよい。
- ・身近に音楽などに接する場として、あるいはアーティストの育成の場として、路上ライブには一定の価値がある。そのため、きちんと場所を準備し、制度化して、マナーを守って利用されるようにするのが良いと思う。柏などでは審査を経た上で路上ライブができる制度があり、東京都にもヘブンアーティスト制度がある。今の川口のストリートミュージシャンには、きちんとした人もいるがマナーの悪い方もいる。管理団体を立ち上げる、既存の団体に管理委託するなどの方法も考えられる。
- ・路上や公園等でイベントやパフォーマンスがやりやすい環境になれば、地元愛を持つアーティストやパフォーマーが増えるのではないと思う。市民にとっても、身近な場所で自然に文化芸術に触れる場となりうる。
- ・市内にホール系施設がとても少ないためアマチュアもリリアを使うことになるが、メインホールは2000席規模でアマチュア利用には大きすぎる。音楽ホールはクラシック音楽専用で演劇やダンス、ポップスには適さない。市施設の位置づけとしても、リリア開館時のコンセプトである「高度な文化芸術の提供」と、結果として求められている「市民利用を中心とする生涯学習」では役割が異なる。市民が使いやすい規模・設備のホール整備が期待される。
- ・リリアでは、アマチュアの発表会のほか、市内の幼稚園や学校の文化祭も多く行われている。令和6年3月からの大規模改修のための休館期間中、そうした活動の受け皿がどうなるのか。
- ・いま、文化芸術では表現が多様化しており、ジャンルを超えた作品も多い。どうしても既存のジャンル分けにとらわれがちだが、新たな考え方の導入も必要と思う。

7 川口市文化芸術基本計画(第1期)の取組状況と評価

基本目標	1 地域の特性を活かしたまちづくり
施策	1 誰もが文化芸術を鑑賞し、または文化芸術活動に参加する機会の提供及び充実 市民一人ひとりが生きがいと心豊かな生活を送るため、身近な場所で多彩な文化芸術に触れる機会を提供します。また、ニーズの掘り起こしによる文化芸術の情報を発信できるよう情報収集に取り組みます。

【主な取組み】①鑑賞事業や文化芸術を身近に接する機会の提供

主な実績	映画祭関連事業:視聴者数-令和2年度 8,142名、令和3年度 8,465名 科学展示室運営事業:入場者数-令和元年度 127,977名(目標 115,989名) 天文台施設運営事業:実習等参加者数-令和元年度 3,176名(目標 2,742名)
評価	○令和元年度は科学展示室、天文台施設等様々な施設・事業で施設入場者、講座参加者などの目標を達成することができた。 ●新型コロナにより、令和2年度・3年度とも多くの事業が中止となった。実施できた事業も、ソーシャルディスタンスのために参加者数を絞るなどの制約があり、参加人数を指標とする事業では目標は達成できなかった。 ○「映画祭関連事業」において、新型コロナによる影響からオンライン配信で映画祭を実施し、文化芸術活動に触れる機会を提供した。

【主な取組み】②ニーズの掘り起こしによる文化芸術の情報収集・発信の充実

主な実績	情報収集発信事業(利用者アンケート調査):令和元年度～令和3年度 達成 情報収集発信事業(アートギャラリー事業運営):配布箇所数-令和元年度 746箇所(目標 616箇所)、令和2年度 713箇所(目標 616箇所)、令和3年度 721箇所(目標 616箇所)
評価	○文化芸術イベントなどにおけるアンケート調査を実施し、継続的に分析を行っている。 ●文化芸術ニュースの発刊や文化団体への情報発信事業については、新型コロナにより、令和2年度・3年度とも実施困難な状況となった。

【主な取組み】③文化芸術活動支援の充実

主な実績	文化団体補助事業(市民音楽協会):令和元年度～令和3年度 達成 文化振興交付事業(実行委員会事業)「川口市美術展」:令和元年度、令和3年度 達成
評価	○市内の文化団体の発表やコンクールなどの事業に対する支援を実施した。 ●新型コロナにより、令和2年度・3年度とも対象事業の多くが中止となり、支援が難しい状況であった。 ○中でも市民音楽団体加盟団体数については3年度とも目標を達成し、コロナ禍においても文化団体の活動が途絶えないよう支援する役割を担った。

【主な取組み】④高齢者、障害者の文化芸術活動の促進

主な実績	特別支援学級合同作品展事業-参加校数:令和元年度 33校(目標 31校)
評価	●高齢者・障害者は新型コロナへのリスクが高く、令和2年度・3年度はほとんどの事業実施が不可能となった。

【主な取組み】⑤文化芸術活動の場及び発表の場の提供

主な実績	アートギャラリー事業運営(貸館事業):利用者数-令和元年度 8,097名(目標 7,100名) 本庁舎ギャラリー貸出事業:利用率-令和2年度 77.7%、令和3年度 72.7% ふれあいプラザさくら(貸館事業):利用率-令和元年度 90.0%(目標 59.0%)、令和2年度 75.0%(目標 59.0%)、令和3年度 71.4%(目標 62.0%) 芝市民ホール(貸館事業):利用率-令和元年度 53.0%、令和2年度 26.8%、令和3年度 34.9%
評価	●新型コロナにより、令和2年度・3年度とも文化活動の練習や発表は自粛となり、施設貸出数も減少となった。 ○中でも、本庁舎ギャラリー、ふれあいプラザさくら、芝市民ホールについては、一定の利用があって目標値を達成することができた。

基本目標	1 地域の特性を活かしたまちづくり
施策	2 地域に根ざした文化芸術を活用したまちづくりの推進 市民・企業・行政が三位一体となって文化芸術を支援する仕組みづくりを確立し、文化芸術でうまいのある豊かなまちづくりを推進する牽引力を創出します。

【主な取組み】①市民・企業との協働

主な実績	文化振興基金事業:件数-令和元年度 6 件(目標 3 件)、令和 2 年度 19 件(目標 3 件)、令和 3 年度 21 件(目標 3 件) 寄付金額-令和 2 年度 609,000 円(目標 300,000 円)、令和 3 年度 543,000 円(目標 400,000 円) 地域産業連携事業(歴史あるものづくりの地域産業資源とアートの連携事業):令和 2 年度・令和 3 年度実施
評価	●新型コロナにより、令和 2 年度・3 年度とも市民との協働、企業との協働などが困難となった。 ○その中でも、文化振興基金事業(市民や企業・団体等からの寄付金(文化振興基金)の募集)は、令和 2 年度・3 年度とも件数・金額とも目標を上回ることができた。

【主な取組み】②歴史的文化遺産の有効活用

主な実績	歴史的建造物施設運営事業:「旧田中家住宅」の来館者数:令和元年度 6,523 名(目標 6,500 名) 史跡等管理事業:PR 方法などの検討とイベント実施:令和元年度・2 年度・3 年度とも達成
評価	●新型コロナにより、「旧田中家住宅」の来館者数は、令和 2 年度・3 年度とも目標達成が困難となった。 ○「木曽呂の富士塚」及び「赤山城跡」保全整備事業区域内の保存・活用については、PR 方法の研究やイベント実施を進めた。

【主な取組み】③歴史的文化遺産等の情報発信の充実

主な実績	情報収集発信事業:情報受信手段の研究及び仕組みの分析-令和 2 年度・3 年度とも達成
評価	○情報収集発信についての研究、発信の仕組みづくりを進めた。

基本目標	2 文化芸術を支える人材の育成及び支援
施策	3 文化芸術活動を担う者及び次代の担い手の育成及び支援 次世代を担う子どもや青少年の豊かな創造性と感性を育むための文化芸術活動の環境整備を進めます。また、文化芸術を継承し、創造していく担い手として、若手芸術家を支援します。

【主な取組み】①文化芸術活動を支える担い手の育成・支援

主な実績	アートギャラリー事業運営(共催展):入場者数-令和元年度 17,684 名(目標 17,300 名)
評価	●新型コロナにより、「川口市青少年ピアノコンクール」「初午太鼓コンクール」などが中止となった。また、歴史自然資料館の特性を活かした講座等も実施が困難となった。

【主な取組み】②若手芸術家の支援

主な実績	文化芸術地域活動支援事業:文化芸術団体などへの助成事業案内-令和元年度・2 年度・3 年度とも達成
評価	●市内ゆかりの音楽活動者の登録及び斡旋については、新型コロナの影響もあり、目標達成が困難となった。 ●アートギャラリーにおける新鋭作家展については、令和 2 年度にいったん事業廃止とした。

【主な取組み】③青少年等の文化芸術に触れる機会の充実

主な実績	映像関連普及事業:小学生を対象とした CG 画像制作の体験-令和 2 年度・3 年度とも中止
評価	●新型コロナにより、小学生を対象とした CG 画像制作の体験や親子の音楽会など、いずれも実施が困難となった。

【主な取組み】④地域の文化芸術を支える人材の育成

主な実績	市民大学事業:文化芸術関連講座延べ開催日数-令和 2 年度 52 日(目標 52 日)
評価	●新型コロナにより、市民大学事業や盛人大学事業などは中止や参加者減があり、目標達成が困難となった。

基本目標	2 文化芸術を支える人材の育成及び支援
施策	4 文化芸術活動の継承及び保護の推進 本市には、長い歴史や風土の中で育まれてきた固有の伝統文化が数多く残されています。少子高齢化が進む中、この貴重な伝統文化を将来にわたって継承していくため、後継者の育成・支援を行っていきます。また、伝統文化のすそ野を広げ、理解を深める取組みを行っていきます。本市が有する文化資源や人材の魅力を再発見し、新たな魅力を発信するため、関係団体や個人が連携して取り組む仕組みづくりを行っていきます。

【主な取組み】①関係団体等との連携強化

主な実績	郷土芸能保存支援事業:郷土芸能保存会が行う保存活動の広報、支援策等の検討を行った
評価	○郷土芸能保存会が行う保存活動の広報、支援策などの研究や検討を継続している。

【主な取組み】②伝統文化の保存・継承

主な実績	文化団体補助事業(市民音楽協会):令和元年度～令和 3 年度 達成【再掲】 民俗文化財等調査事業:民俗資料整理数-令和 2 年度 3,206 点(目標 1,000 点)、令和 3 年度 3,357 点(目標 1,000 点) 古文書資料収集保管事業:件数/収集点数-令和元年度 3 件/199 点(目標 2 件/20 点)、令和 2 年度 6 件/611 点(目標 2 件/20 点)、令和 3 年度 2 件/693 点(目標 2 件/20 点) 古文書解読事業:令和元年度～令和 3 年度 達成
評価	○民俗文化財や古文書の収集保管や整理を積極的に進めた。

【主な取組み】③顕彰制度の充実

主な実績	文化三賞表彰事業:芸術奨励賞候補数-令和元年度 4 名(目標 3 名)、令和 2 年度 4 名(目標 3 名)、令和 3 年度 4 名(目標 4 名)
評価	○文化三賞である「川口市文化賞」「芸術功労賞」「芸術奨励賞」及び「青少年文化活動奨励賞」の表彰を継続し、新たな候補者を発掘した。

基本目標	3 文化芸術に触れる環境の整備
施策	5 教育活動及び生涯学習の場における文化芸術への支援 子どもや青少年の様々な文化芸術の体験や感動は、生涯にわたり、文化芸術を理解する基盤となります。また、青年期・中高年期において、文化芸術から受ける体験や感動は、心を豊かにします。したがって、多様な文化芸術に接する機会を拡げるとともに、環境の整備を図る必要性があります。こうしたことから、学校教育や生涯学習の場における芸術鑑賞、体験学習、芸術家派遣など文化芸術に触れる機会の充実に努めます。また、多くの市民が参加、鑑賞できるイベントなどの充実に図り、市民主体の文化芸術活動や公民館などを拠点に展開される地域活動を支援します。

【主な取組み】①文化芸術に関する学習機会の充実

主な実績	校外学習事業(劇団演劇鑑賞):参加者数-令和元年度 5,194 名(目標 4,943 名) 音楽鑑賞教室支援事業:参加者数-令和元年度 5,194 名(目標 4,904 名) 市民大学事業:文化芸術関連講座延べ開催日数-令和 2 年度 52 日(目標 52 日)【再掲】
評価	●新型コロナにより、鑑賞事業などはいずれも実施が困難となった。

【主な取組み】②教育機関等との連携強化

主な実績	文化財センター施設運営事業:来館者数-令和元年度 5,266 名(目標 4,050 名) 郷土資料館施設運営事業:来館者数-令和 3 年度 4,627 名(目標 3,650 名) 歴史的建造物施設運営事業:「旧田中家住宅」の来館者数:令和元年度 6,523 名(目標 6,500 名)【再掲】 アートギャラリー教育関連連携事業(アーティスト・イン・スクール):来場者数-令和元年度 4,727 名(目標 1,400 名)、令和 3 年度 1,803 名(目標 1,400 名) 科学展示室運営事業:入場者数-令和元年度 127,977 名(目標 115,989 名)【再掲】 天文台施設運営事業:実習等参加者数-令和元年度 3,176 名(目標 2,742 名)【再掲】
評価	○令和元年度は文化財センター、科学展示室、天文台施設など様々な施設で目標を達成することができた。 ●新型コロナにより、令和 2 年度・3 年度とも施設の休館や来館者数を絞るなどの制約があり、来館者数を指標とする事業では目標達成が困難となった。 ○その中でも、郷土資料館の来館者数やアートギャラリー教育関連連携事業(アーティスト・イン・スクール)などは令和 3 年度には目標を達成することができた。

【主な取組み】③郷土学習の推進

主な実績	文化財センター施設運営事業:来館者数-令和元年度 5,266 名(目標 4,050 名)【再掲】 郷土資料館施設運営事業:来館者数-令和 3 年度 4,627 名(目標 3,650 名)【再掲】 文化交流使節団事業:応募者数-令和元年度 37 名(目標 30 名)
評価	○令和元年度は文化財センター郷土資料館で来館者数などの目標を達成することができた。 ●文化交流使節団支援事業は、令和元年度は目標以上の希望者があったが、令和 2 年度以降は新型コロナの影響により事業を中止せざるを得なかった。

【主な取組み】④鑑賞事業や文化芸術を身近に接する機会の充実

主な実績	川口こども造形展事業:参加校(園)数-令和元年度～令和 3 年度 達成 特別支援学級合同作品展事業:参加校数-令和元年度 33 校(目標 31 校)【再掲】 川口市小・中・高校硬筆展覧会事業:来場者数-令和元年度 8,285 名(目標 6,650 名) 美術家協会選抜展事業:来場者数-令和元年度 1,687 名(目標 1,300 名)
評価	○令和元年度は川口こども造形事業、特別支援学級合同作品展事業、川口市小・中・高校硬筆展覧会事業、美術家協会選抜展事業等でいずれも来場者数などの目標を達成することができた。 ●新型コロナにより、令和 2 年度・3 年度とも多くの事業を中止せざるを得ず、来場者数を指標とする事業では目標達成が困難となった。

基本目標	3 文化芸術に触れる環境の整備
施策	6 文化芸術施設の充実及び活用の推進
	文化芸術の拠点であるリリアやアトリア等において、優れた文化芸術活動に親しむ機会を提供することで、文化芸術意識の向上を図ります。アートギャラリー・アトリア事業の更なる内容充実に向け、市民の文化芸術の鑑賞や創作体験の場を提供します。市民の幅広い文化芸術活動の活性化のため、ハード・ソフトの両面から施設の整備・充実を図り、発表の場としてより多くの方が利用できるよう取り組みます。

【主な取組み】①文化芸術の拠点であるリリア、アトリア等の整備・充実	
主な実績	アートギャラリー施設運営事業：貸館利用率-令和元年度 96.9%(目標 96.4%)
評価	○令和元年度は、アートギャラリー貸館利用率は目標を達成した。 ●令和 2 年度以降は、新型コロナにより休館や貸出中止などの措置を取らざるを得ず、目標を達成することが困難となった。
【主な取組み】②文化芸術関連施設の適切な管理・運営	
主な実績	アートギャラリー施設管理：貸館利用率-令和元年度 96.9%(目標 96.4%)【再掲】 文化財センター施設運営事業：来館者数-令和元年度 5,266 名(目標 4,050 名)【再掲】 郷土資料館施設運営事業：来館者数-令和 3 年度 4,627 名(目標 3,650 名)【再掲】 歴史的建造物施設運営事業：「旧田中家住宅」の来館者数-令和元年度 6,523 名(目標 6,500 名)【再掲】 芝市民ホール(貸館事業)：利用率-令和元年度 53.0%、令和 2 年度 26.8%、令和 3 年度 34.9%【再掲】 科学展示室運営事業：入場者数-令和元年度 127,977 名(目標 115,989 名)【再掲】 天文台施設運営事業：実習等参加者数-令和元年度 3,176 名(目標 2,742 名)【再掲】
評価	○令和元年度は多くの施設で目標を達成することができた。 ●新型コロナにより、令和 2 年度・3 年度とも休館や来館者数を絞るなどの制約があり、目標達成が困難となった。
【主な取組み】③生涯学習活動の拠点である公民館等の整備・充実	
主な実績	公民館等施設整備：公民館施設の点検・改修の実施、予約システムの操作環境整備
評価	○施設の点検や改修、予約システムの改善などに継続的に取り組んだ。

8 川口市文化芸術基本計画(第2期)に向けた課題

これまでに整理してきた現状から、策定に向けた課題を次のように整理します。

(1)文化芸術を多面的に展開する必要性

川口市ではこれまで、質の高い文化芸術作品の鑑賞や市民が自ら行う文化活動の支援など、文化芸術そのもの(本質的価値)の振興を文化施策の中心としてきました。

しかし昨今、国の方針として、文化芸術の本質的価値に加えて社会的・経済的価値の振興が大きなテーマとなってきています。川口市においても、文化芸術が持つ様々な特性を地域課題解決に生かしていくことは、文化芸術への理解を広げていくためにも重要です。

(2)情報発信手法の検討

市民意識調査では文化芸術に関して「情報がない」とする意見が多くみられました。ただ、自由回答で具体的に内容を見ると、「知らない」「目にしていない」という回答がある一方で、「情報は知っていたが、興味がなかったので行かなかった」など、情報はきちんと届いていることを示す回答もみられました。このことから、そもそも文化芸術に関心がある、あるいは行政情報を積極的に入手している人には情報が届いており、そうではない人には届いていないものと推察されます。

現在、市民のメディア接触は多様化しており、テレビ、雑誌、新聞等のマスメディア利用が減少しインターネット利用が増加しています。ただ、インターネットの普及で情報入手の利便性が高まった一方で、SNS やメールサービスは各人が施設や行政のサイトに登録する必要があり、また、インターネット広告では本人の興味関心に沿った広告が提示されるため、逆に、「興味関心がない層」にプッシュ型で情報を届かせるのは、以前より難しくなっています。

市民のメディア接触のあり方が変化している現在、より確実に情報を届ける観点から、ポスター掲示、屋外での展示やライブなど「自然に目に入る」形での情報提供を含めて、メディア特性の分析と効果的な情報提供手法の検討が必要です。

(3)情報発信内容の検討

市民意識調査では、川口市の好きなところ、嫌いなところのいずれでも、文化芸術については低い数値にとどまりました。このことは、文化芸術が多くの市民にとってあまり身近ではないことを示しています。

これまで、文化芸術に関する情報発信内容は、公演や展覧会などの事業の告知が中心でした。しかし、こうした情報内容は、当該事業に興味がある人や会場に足を運べる人には訴求しますが、それ以外の人には届きにくい傾向がみられます。

今後は、「事業告知を見てもらう」という情報発信に加えて、文化芸術をより幅広く捉え、例えば身近なところで食文化のイベントが開催されている、子どもや障害者向けのアウトリーチ事業が近くで行われて

いるなど、自然に目に触れる形で文化芸術を市民のもとに届けることが必要と思われます。改めて「どのような情報を提供するか」の検討が必要です。

(4)多様な住民の参加を促す

市民意識調査によると、居住年数が短いほど文化施設の利用経験が少なく、文化施設への愛着も薄い傾向がみられました。

新しく地域に移り住んできた人たちが地域を理解したり溶け込んだりするきっかけとして、地域の文化財や伝統芸能、地域での文化芸術フェスティバルなどは、大きな役割を果たします。

本市では、ファミリー層を中心とする人口流入が続いており、また、外国人比率も高くなっています。文化芸術の持つ力を最大限に活用して多様な住民を包摂するインクルーシブな社会を実現し、人々の地域への愛着の醸成を図っていくことが望まれます。

(5)文化芸術活動場所の拡充

文化施設に関して、美術系についてはリリアの展示ホールやアトリアに加えて、新たに整備される美術館への期待がみられます。一方で、舞台芸術系については、リリアをはじめとして市民ホールや公民館など、市民の文化芸術を支える施設の老朽化や量的不足への意見がみられました。

日常的な練習を市民ホールや公民館等で行う団体からは施設や設備の老朽化、予約の仕組みなどへの不満が挙げられています。また、発表については、リリアのメインホールはアマチュア利用には大きすぎ、また、音楽ホールは演劇やダンス、ポップスなどの公演には適していません。リリアは令和6年3月から大規模改修のため約2年間休館しますが、その間のアマチュアの発表会、学校や幼稚園の文化祭などの受け皿も課題となっています。文化団体の練習や発表を視野に入れた活動場所に関する検討が必要です。

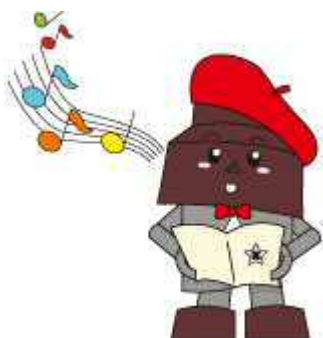
(6)市内全域における文化芸術に身近に接する機会の拡充

アンケート調査の自由回答では、市内の文化芸術活動について、高齢のため行けない、子どもが小さいので出かけられないといった回答がみられました。また、リリアやアトリアは交通が便利な立地にありますが、川口市は市域が広いため、「(自分の自宅からは)アクセスが悪い」とする意見もみられます。リリアやアトリアなどの文化施設内の事業だけでは、市民に十分に文化芸術接触機会が提供できない恐れがあります。

市域の多様な施設でのアウトリーチ、公園や路上でのライブ、アートフェスなど、わざわざ出かけなくても身近な場所で楽しめるイベントなどの実施についても検討が必要です。

第 2 章

基本構想



第2章 基本構想

1 基本理念

川口市の利便性の高い立地環境、町会自治会組織の充実とそれを支えた公民館の設置、製造業を中心とした中小企業や造園・植木産業の集積、バランスの良い市街地と緑地の環境など多くの地域資源を大切にしながら、そこから生み出される市民の文化芸術活動を通じて、活気あふれるまちづくりを推進します。

（基本理念 一川口市文化芸術振興条例より）

- 1 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重します。
- 2 市民の文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう配慮します。
- 3 文化芸術を創造し享受することが市民の権利であり、市民が等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるような環境の整備を図ります。
- 4 地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたり引き継がれるよう配慮します。
- 5 文化芸術活動を行う者その他市民の意見が反映されるよう配慮します。

2 基本目標

第1章(序論)を踏まえ、基本理念を実現していく観点から、基本目標を定めました。

(1)誰もが身近に文化芸術に接し活動する環境づくり

年齢、仕事、健康状態、性別、障害の有無、人種や国籍、経済的背景などを問わず、地域の主役である市民一人ひとりが文化芸術に触れ、身近に感じることができるよう、文化芸術に触れる機会を創出・提供します。文化芸術の拠点であるリリアやアトリア、新たに整備される美術館、生涯学習活動の拠点である公民館などにおいて、優れた文化芸術活動に親しむ鑑賞や創作体験の場を提供します。

また、次世代を担う子どもや青少年が文化芸術に触れる機会を増やし、豊かな創造性と感性を育んでいきます。

更に、本市は市域が広くエリア間交流が難しいことから、アウトリーチや地域イベントなど居住地近くで文化芸術に自然に触れられるよう工夫するとともに、鑑賞のみならず体験や発表など、参加型の事業にも取り組みます。また、様々な手法による情報発信を推進し、市民が常に文化芸術を身近に感じられる環境整備を進めます。

(2)文化芸術の力を川口市の未来に活かす

本市にはファミリー層を中心とする人口流入が続いています。外国人比率も高く、多様な人や文化が出会う地域特性を踏まえ、文化芸術の持つ力を最大限に活用して多様な住民を包摂するインクルーシブな社会を実現し、市民の地域への愛着を醸成していくことが望まれます。

言語や価値観を超えて人々がともに楽しみひとつになれるという文化芸術の特性は、人と人をつなぐ貴重なツールとなりえます。また、文化芸術によるシビックプライドの向上や地域の一体感醸成も、川口市の地域課題解決に貢献するものと思われます。更に、文化芸術基本法で「生活文化」や「食文化」も文化芸術に加わったことから、より幅広い展開を考えていくことも可能です。

誰もが心を寄せることができるまちづくりや相互理解を深めるきっかけとして、文化芸術の持つ力は大きな役割を果たしていくものと思われます。

(3)地域の文化芸術を育てる仕組みづくり

地域の文化芸術人材が育成されるよう、若手芸術家の支援を進めるほか、市民による多様なジャンルの文化芸術活動が健全に行われるような仕組みづくりに努めます。市内の文化団体の活発な活動や伝統文化団体の継承活動を支援するとともに、団体同士の交流や連携強化を図ります。

また、教育、子育て、福祉、まちづくり、異文化交流、産業など様々な分野における文化芸術の活用を進め、地域づくりやコミュニティの活性化につなぎます。

3 望ましい将来像

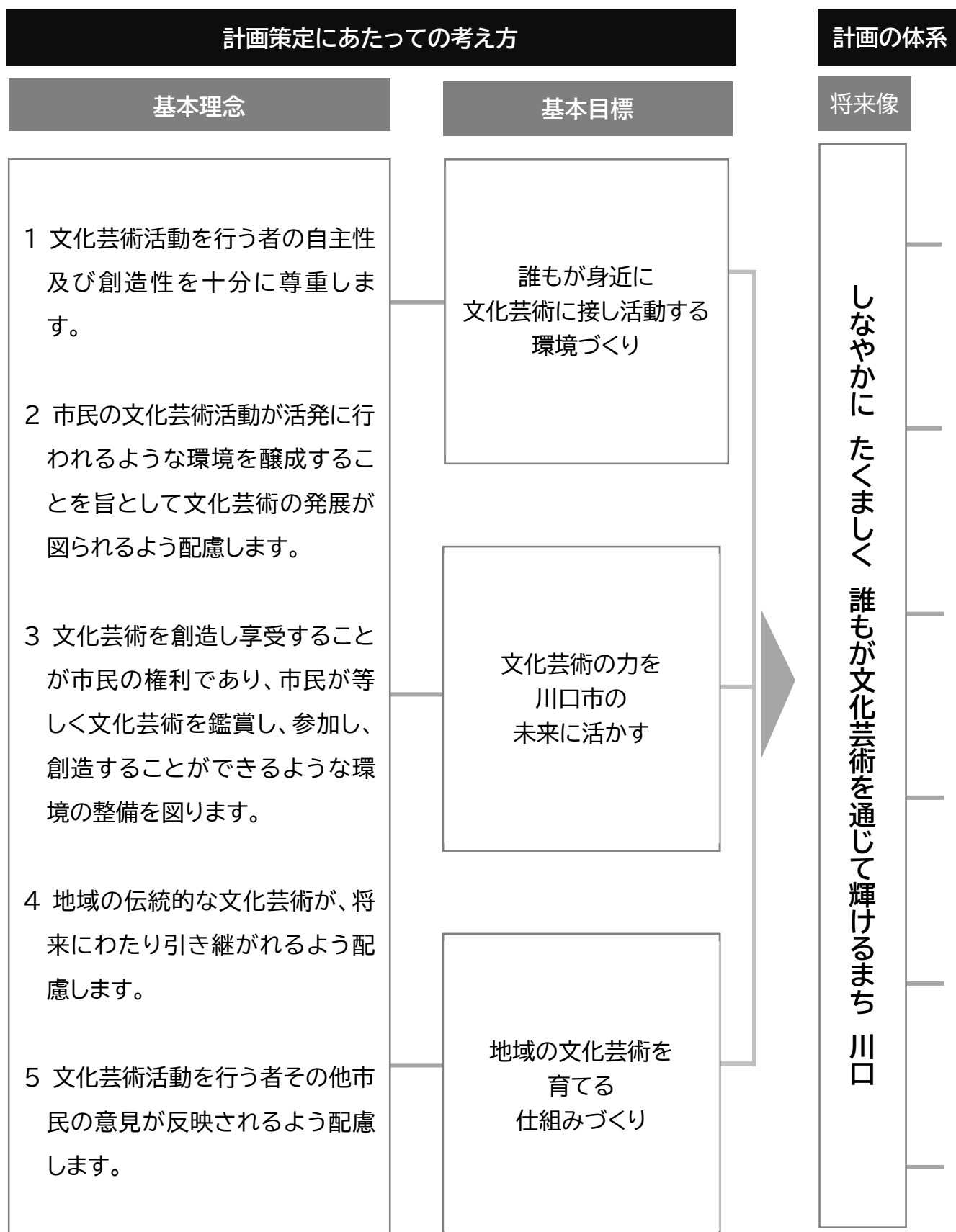
基本理念と基本目標を踏まえ、目指す将来像を次のように定めます。

しなやかに たくましく 誰もが文化芸術を通じて輝けるまち 川口

- ・ 年齢、仕事、健康状態、性別、障害の有無、人種や国籍、経済的背景、居住地域などに関わりなくインクルーシブに、誰もが文化芸術に触れ、文化活動に参加し、心豊かな暮らしを送っています。
- ・ 子どもたちが文化芸術に触れる機会が多くあり、将来、文化芸術に親しむ素地が育っています。
- ・ リリア、美術館、アトリアをはじめ、市内の文化施設では質の高い文化芸術が提供され、文化芸術振興に資するとともに、川口市のシティセールスにも貢献しています。
- ・ 市内の様々なところで多様な文化芸術活動やイベントが行われ、文化芸術を通じて地域コミュニティや連携が生まれて、地域課題の解決や地域づくりに貢献しています。

4 計画の体系

計画の体系は以下のとおりです。



計画の体系(続き)

施策の体系

楽しむ	(1) 広く市民が文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の提供及び充実	①誰もが文化芸術に身近に接する機会の拡充 ②どこでも文化芸術に身近に接する機会の拡充 ③市民への情報発信の充実
活かす	(2) 地域に根ざした文化芸術を活用したまちづくりの推進	①まちづくりや地域課題解決への文化芸術の活用 ②「川口らしさ」の発信 ③多様な主体との連携・協働
支える	(3) 文化芸術活動を担う者及び次代の担い手の育成及び支援	①文化芸術団体・人材等の育成・支援 ②次代を担う多様な文化芸術ジャンルの育成・支援
つなぐ	(4) 文化芸術の継承及び保護の推進	①地域の伝統的な文化芸術の保存・継承・活用 ②郷土の歴史や伝統文化の情報発信
育つ	(5) 教育活動及び生涯学習の場における文化芸術への支援	①子どもや青少年が文化芸術に触れる機会の拡充 ②生涯学習の場における文化芸術への取り組み支援
創る	(6) 文化芸術施設の充実及び活用の推進	①文化施設等の整備・運営 ②柔軟な発想と地域への広がりをもった施設展開

第 3 章

基本計画

第3章 基本計画

楽しむ

(1) 広く市民が文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の提供及び充実

① 誰もが文化芸術に身近に接する機会の拡充

年齢、仕事、健康状態、性別、障害の有無、人種や国籍、経済的背景などを問わず、市民の誰もが身近に文化芸術を鑑賞し参加できるよう取り組みます。

<取組内容>

リリアや新しく整備する美術館、アートギャラリーなどを中心に、魅力的な鑑賞事業を展開します。乳幼児連れの親子、障害者、高齢者、外国人などを含めて多様な市民が鑑賞に参加しやすい環境を整備し、誰もが身近に文化芸術を感じられる社会づくりを推進します。

また、文化芸術の鑑賞に加えて自ら行う文化芸術活動の活性化も目指し、きっかけづくりに資する講座やワークショップを積極的に展開していきます。

<事業の方向性>

- ・ 市民コンサート事業
- ・ 親と子の音楽会
- ・ インクルーシブアートの展示
- ・ リリア、美術館、アトリア等における講座、ワークショップの開催 など

② どこでも文化芸術に身近に接する機会の拡充

リリア、美術館、アトリアが川口駅周辺に集中していることから、市内でも川口駅にアクセスが良くない地域の居住者からは、文化芸術に接する機会が少ないとの声が聞かれました。そこで、市内のどこに住んでいても文化芸術に身近に接することができる環境づくりを推進します。

<取組内容>

リリアが改修工事を迎えることから、その期間を中心に市内全域の様々な施設での事業展開を検討します。美術館、アトリアも含めて市内各所でアウトリーチ事業を実施し、市内のどこに住んでいても文化芸術に身近に接するための環境を整えていきます。また、これらの事業展開によりリリア、美術館、アトリアへの市民による認知を高め、施設への親近感を醸成します。

市内の様々な施設や公園等で行われる文化芸術関連イベントなどとも連携し、市内の多くの場所で幅

広く様々な事業が展開されるよう支援します。

<事業の方向性>

- ・市内の様々な施設でのコンサートなどの事業展開
- ・美術や造形のアウトリーチ
- ・商業施設や公園など多くの人が集まるスペースで実施される文化芸術イベントへの支援 など



市民コンサート

③市民への情報発信の充実

市民からは「イベント情報を知りたい」「情報がない」などの意見が多くみられ、情報の不足が文化芸術活動の阻害要因となっていることが明らかになっています。

昨今、インターネットの普及により、情報の発信・受信とも各人により多様化しています。「市民にとって必要な情報とは何か」「より効果的に市民に情報が届く手段とは何か」などを検討し、これまで以上に幅広い観点から情報発信に取り組みます。

<取組内容>

市報や広報誌など紙媒体を用いた情報提供に加えて、インターネットや SNS の活用、「自然に目に入る」ことを目的としたポスター掲示、積極的なパブリシティの実施、人が多く集まるイベントを活用した広報活動など様々な手法で情報提供に取り組みます。

<事業の方向性>

- ・文化芸術情報ニュースの発行
- ・リリア、美術館、アトリアのホームページの充実、SNS を活用した情報発信
- ・交通機関や掲示板などへのポスター掲示
- ・プレスリリースの発信 など

<目標とする指標>

	現状 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
この 1 年間に市内の文化芸術活動に参加した人の比率 ＜市民意識調査＞	6.1%	現状値を上回る
この 1 年間に市内で鑑賞した人の比率＜市民意識調査＞	11.7%	現状値を上回る
この 1 年間に市内の文化芸術活動に参加しなかった理由として「文化芸術活動の情報がない」を挙げた人の比率＜市民意識調査＞	42.6%	現状値を下回る
この 1 年間に市内で鑑賞しなかった理由として「文化芸術活動の情報がない」を挙げた人の比率＜市民意識調査＞	38.3%	現状値を下回る

活かす

(2)地域に根ざした文化芸術を活用したまちづくりの推進

①まちづくりや地域課題解決への文化芸術の活用

文化芸術を、福祉、国際交流、教育、産業、地域コミュニティなどの各分野と連携させることで、地域の課題解決に貢献します。

<取組内容>

新規住民の流入が続き、外国人比率が高い本市の特性を踏まえ、言語や価値観を超えて人々がともに楽しみひとつになることができる文化芸術の特性を積極的に活かして地域の一体感醸成やシビックプライドの向上などをはかります。また、例えばコミュニケーション力向上に資する演劇ワークショップ、音楽療法、ホスピタルアート等の福祉や教育分野での文化芸術の活用、音楽や美術等のフェスティバルによる地域活性化、美術と鋳物産業のコラボレーションによる産業振興等、文化芸術をまちづくりや地域課題解決に活用していきます。

<事業の方向性>

- ・ 文化芸術拠点を中心とした、エリア全体を「舞台」としたイベント等の展開
- ・ 文化芸術の福祉や教育分野への活用
- ・ 国籍、障害の有無、年齢等に関わらず皆で参加する音楽・演劇等作品の制作 など

②「川口らしさ」の発信

文化芸術の観点から多様な「川口らしさ」を発見し、広く発信していきます。市民や子どもたちが「川口らしさ」を実感して「川口に生まれて・育って・暮らしてよかった」と思えるような、地域の活力につながる取組みを推進します。

<取組内容>

鋳物産業や植木、初午太鼓など歴史的な本市の特徴とともに、国際性にあふれ多様な人々が暮らすインクルーシブな地域性、音楽・美術が盛んな土地柄など、現代の川口らしさを発見してブランディングと発信を進めます。文化芸術拠点を新たな「川口らしさ」発見・発信拠点のひとつと位置づけ、川口のまちや人との連携を通じた独自コンテンツの創造などにも積極的に取り組みます。

<事業の方向性>

- ・ 文化芸術拠点における「川口らしさ」の発信

- ・ 地域、商店街、名物人材等と連携した川口独自の新たなコンテンツづくり
- ・ 現代の「川口らしさ」発見コンテストやツアーの実施 など

③多様な主体との連携・協働

市民、文化芸術団体、文化芸術や教育・福祉などの NPO、大学、企業など、市内の様々な主体が相互に連携・協働するための環境づくりを推進します。

<取組内容>

先に述べたような、地域課題解決に資するための事業実施のためには、文化芸術の専門性だけでなく、福祉、観光、教育、産業など様々な専門性との協働が必要となります。多様な主体と、相互にメリットがある形で連携・協働し、地域のネットワークづくりを推進します。

<事業の方向性>

- ・ 地域の文化資源・団体等に関する調査
- ・ 多様な主体との交流事業の実施 など

<目標とする指標>

	現状 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
市内文化施設(リリア、美術館、アトリア)における地域課題解決に貢献する事業の件数	—	年間 3 件以上
市内文化施設(リリア、美術館、アトリア)における「川口らしさ」発見・発信事業の件数	—	年間 3 件以上
文化芸術団体、文化芸術や教育・福祉などの NPO、大学、企業などとの交流事業の件数	—	年間 5 件以上



アートギャラリー・アトリア



美術館イメージ

支える

(3)文化芸術活動を担う者及び次代の担い手の育成及び支援

①文化芸術団体・人材等の育成・支援

市内の文化芸術団体や人材の活動を支援し、市民による主体的な文化芸術活動の継続と更なる発展を支援します。また、多くの市民が文化芸術活動に親しむ一環として、市内の文化芸術団体の情報発信にも取り組みます。

<取組内容>

市内の文化芸術団体の活動や市内のコンクール等に財政的支援を行います。また、「近くにこんな団体があるなら参加したい」といった市民の文化活動参加ニーズを実際の活動につなげる観点から、市内の文化芸術団体などの情報発信にも取り組みます。文化三賞や青少年への顕彰事業も継続し、市民の文化芸術活動の励みとします。

<事業の方向性>

- ・ 文化団体の活動や新たな団員獲得に向けた活動への支援
- ・ 川口市文化祭、川口市美術展への支援
- ・ 初午太鼓コンクール、川口市青少年ピアノコンクール等への支援
- ・ 文化三賞、青少年文化活動奨励賞等の顕彰制度 など

②次代を担う多様な文化芸術ジャンルの育成・支援

デジタル化などの新しい技術、新たな人と人・文化と文化の出会いなどにより、日々新たな文化芸術表現が生まれています。文化芸術基本法においても時代の変化を反映し、食文化や生活文化などが新たに「文化芸術」ジャンルに加わりました。このように、新しく生まれてくる様々なジャンルやコンテンツについても積極的に関与し、同時代性を持つ文化芸術の支援につなぎます。

<取組内容>

ポップス・ダンス・アニメーション・デジタルアート・複数ジャンルのコラボレーションなどの新たな表現を主体とする事業の展開、ジャズ・現代アート・食文化などに関するイベントやフェスティバル等の開催支援により、文化芸術団体や人材の育成に資するとともに、幅広い市民の文化芸術への興味関心を喚起します。また、公園や公開空地でのイベントについて、より健全な形での利用が促進されるよう検討します。

<事業の方向性>

- ・ 文化芸術拠点における美術と音楽を一体に捉えた文化芸術作品の展開
- ・ デジタル映画、デジタルアート、アニメーション、ポップス、ダンス、食文化など、新たな文化芸術ジャンルの事業展開や支援 など

<目標とする指標>

	現状 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
川口市文化団体連合会・川口市民音楽協会加盟団体数(合計)	177 団体 (令和 4 年度)	現状値を上回る
川口市美術展の出品者数	342 名	現状値を上回る
市内文化施設(リリア、美術館、アトリア)におけるデジタル映画、デジタルアート、アニメーション、ポップス、ダンス、食文化など、新たな文化芸術ジャンルの事業の件数	—	年間 3 件以上
川口市を文化芸術が“盛んなまち”と思わない理由に「市民(団体、サークルを含む)の文化芸術活動が盛んでない」と回答した人の比率<市民意識調査>	15.4%	現状値を下回る



川口市青少年ピアノコンクール



川口市美術展

つなぐ

(4)文化芸術の継承及び保護の推進

①地域の伝統的な文化芸術の保存・継承・活用

本市に数多く残る文化財や歴史的資料・美術作品等を保存・継承し、後継者の育成支援に取り組むとともに、地域の活性化に活用します。また、こうした伝統文化のデジタル記録化など、保存・継承を実現していきます。

<取組内容>

本市には、木曽呂の富士塚、赤山陣屋跡等の史跡や旧田中家住宅などの建造物のほか、数多くの有形・無形文化財があります。今日まで大切に育んできた歴史や文化を次世代へ引き継いでいくために文化財を保存し、後継者育成を支援していくとともに地域の活性化につなげていきます。

また郷土芸能・民俗行事、各種の文化財、古文書や美術作品等のデジタル記録化を進めて、将来にわたる保存・継承の一環とします。

<事業の方向性>

- ・文化財の保存活用、無形民俗文化財等保存伝承活動事業費補助金事業
- ・古文書資料収集保管・解読
- ・文化財センター及び分館の施設運営
- ・旧田中家住宅、赤山陣屋跡の保存活用 など

②郷土の歴史や伝統文化の情報発信

地域の歴史や文化についてインターネットなどを活用し、市内外への幅広い情報発信に取り組みます。それらを通して、文化財や地域の歴史に対する理解を深めるとともに郷土川口への愛着を高めることで、将来にわたり、文化の継承を促していきます。また、こうした本市の歴史を対外的にも PR し、新たな魅力づくりにつなぎます。

<取組内容>

学校連携事業での紹介や、SNS 等のインターネットを通じた紹介などを検討し、関係団体と連携しながら、本市の歴史や文化が市民により一層親しまれるよう環境整備を進めます。

更に、こうした記録を発信していくことで、市民の地域意識を高めるとともに、魅力を伝えていきます。

<事業の方向性>

- ・ 企画展展示などでの文化財の活用
- ・ 動画配信や SNS 等、インターネットを活用した文化財の PR
- ・ 川口歴史ガイドツアーの開催 など

<目標とする指標>

	現状 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
「川口市の好きな場所、もの、行事」設問において、文化財関連の場所、もの、行事を挙げた人の比率<市民意識調査>	旧田中家住宅 5.2% 赤山城跡(赤山陣屋跡) 3.9% 川口市文化財センター 0.8%	現状値を上回る
指定文化財数	159 件	現状値を上回る
無形民俗文化財等保存伝承活動事業費補助金の交付件数	5 件	現状値の維持



旧田中家住宅



郷土資料館展示室

育つ

(5)教育活動及び生涯学習の場における文化芸術への支援

①子どもや青少年が文化芸術に触れる機会の拡充

子どもが幼少期から青年期に文化芸術に触れることで感性が磨かれ、将来にわたり文化芸術を楽しむ心が形づくられます。教育機関などと連携し、子どもや青少年が文化芸術に触れる機会の拡充に取り組めます。

<取組内容>

本市では、これまでも小学生から高校生を対象とした文化芸術体験事業、教育機関と連携した美術などの作品発表機会の提供を行ってきました。今後もこれらの活動を継続するとともに、新たに整備される美術館では次代を担う子どもへの文化芸術教育の推進を柱に掲げ、更に積極的に子どもたちの育成に取り組んでいきます。

<事業の方向性>

- ・小学生から高校生を対象とした伝統文化、演劇、オーケストラなどの体験・鑑賞事業
- ・市立幼・小・中・高校及び特別支援学級の図工美術の作品展示
- ・文化芸術拠点やアトリアなど文化施設における子ども向けワークショップ など

②生涯学習の場における文化芸術への取組み支援

人生をより豊かに、より充実したものとしていくために音楽、演劇、美術、歴史学習等に取り組む意欲を持つ市民に向けて、生涯学習の場における文化芸術への取組みを支援していきます。

<取組内容>

本市では、生涯学習活動の場として、多様な施設や事業が整備されています。これらの施設・事業における様々な取組みの一環として文化芸術活動を推進し、生涯のあらゆる時期における学習の充実を支援します。

<事業の方向性>

- ・盛人大学(50歳以上を対象とした交流及び地域活動機会の提供)
- ・人材バンク事業(人材バンク「魅学(みがく)」に登録した指導者の紹介)
- ・市民大学(短大・大学等、公民館など社会教育施設と連携した講義や講座の開催)
- ・青少年活動団体への支援 など

<目標とする指標>

	現状 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
市内文化施設(リリア、美術館、アトリア)における子ども向けワークショップの件数	4 件	6 件
盛人大学受講者数	189 名	現状値を上回る
市民大学(文化芸術関連)延べ参加人数	1,115 名 (令和 4 年度)	現状値を上回る



文化芸術体験事業



アートな年賀状展



寄贈作品展



ワークショップ

創る

(6)文化芸術施設の充実及び活用の推進

①文化施設等の整備・運営

文化芸術の鑑賞、活動、発表、参加などの場として、本市では文化施設が大きな役割を担っています。これらの施設を適切に整備及び運営管理し、市民の文化活動を支援します。

<取組内容>

リリアは、市民ニーズにより高いレベルで対応できるよう、バリアフリーや施設機能強化を目指して大規模改修工事を行います。また、川口駅西口に新たに美術館を整備し、隣接するリリアとともに文化芸術拠点と位置づけて「美術と音楽・舞台芸術が持つ力」を川口の未来に生かす様々な事業を実施します。アトリアについても、これらの施設と連携しながら、継続して市民によるアート活動を支えていきます。いずれの施設においても、自主事業に積極的に取り組むとともに、貸館事業についても市民の文化活動を支える基盤と位置づけて、必要なバックアップなどを行っていきます。

その他、科学展示室・天文台・プラネタリウム等の参加体験型施設、歴史的建造物・文化財センター・郷土資料館等の歴史学習施設、公民館・南平文化会館・市民ホール等について適切な管理運営と事業展開を進め、総合的に本市の文化芸術振興を実現します。

<事業の方向性>

- ・ リリアの大規模改修(令和 6 年 3 月から約 2 年間)
- ・ 美術館の整備
- ・ 科学展示室・天文台・プラネタリウム等の参加体験型施設、歴史的建造物・文化財センター・郷土資料館等の歴史学習施設の運営
- ・ 公民館・南平文化会館・市民ホール等の運営 など

②柔軟な発想と地域への広がりをもった施設展開

リリア、美術館、アトリアにおいては、国の新しい文化芸術基本計画の考え方、本市の地域課題解決への貢献、施設の立地特性、施設間の効果的な連携などを踏まえ、これまでの文化芸術施設の固定概念にとらわれない柔軟な発想を持って、地域への広がりをもつ施設展開を目指します。

<取組内容>

美術館とリリアが相互に連携し、相互の持つ資源を有効に活用し合いながら、美術と音楽が融合した本市独自の文化芸術発信に取り組みます。また、幅広い市民が興味を持ち文化芸術の入り口となるコン

テンツへの取組み、子どもから親世代に広がっていく仕掛けづくり、公園を含めた心地よい雰囲気づくりとゆったりできるサードプレイスの実現、市民を巻き込みともに事業を行っていく市民キュレーター制度など、地域づくりに貢献し市民に親しまれる施設展開を目指します。

<事業の方向性>

- ・ 美術館の整備、個性ある事業実施
- ・ リリアと美術館の連携による市民参加型事業
- ・ 目的的でなく訪れる多様な市民の交流の場づくり など

<目標とする指標>

	現状 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
「川口市の好きな場所」としてリリアを選んだ人の比率(全体) <市民意識調査>	28.2%	現状値を上回る
「川口市の好きな場所」としてリリアを選んだ人の比率(居住 5 年未満) <市民意識調査>	12.3%	現状値を上回る
「川口市の好きな場所」として美術館を選んだ人の比率(全体) <市民意識調査>	—	20%
リリアと美術館の連携による市民参加型事業の件数	—	年間 1 件以上



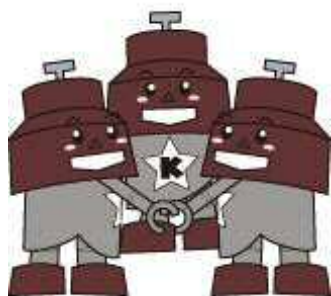
川口総合文化センター・リリア



科学館

第 4 章

計画の推進体制



第4章 計画の推進体制

本計画を川口市全体で推進するにあたり、「川口市文化芸術振興条例」に基づき、市と市民及び文化芸術団体・文化施設の指定管理者・NPO 法人・企業などの様々な主体が、それぞれの役割を担い、関心を持ち、協働・連携していきます。

1 各主体の役割

(1)市民の役割

主体的に文化芸術を鑑賞・参加・創造し、それらの活動を通して誰もが心を寄せることができるまちづくりを行っていく主役です。

(2)市の役割

市民や文化芸術団体の活動を支援し、誰もが自主性・創造性ある活発な活動が進められるよう環境を整備します。

国・県や他の市町村・企業・地域コミュニティ体などと情報を共有し連携に努めます。また、庁内の関係する部署と横断的に調整・協力し、文化芸術行政の総合的かつ計画的な事業の推進に努めます。今後は、今まで以上に文化芸術の範囲を広く捉え、更に発展的な連携を進めていきます。

(3)財団・指定管理者等の役割

本市においては、文化施設が文化行政実現のための多くの役割を担っています。財団をはじめとする施設運営の指定管理者は、その役割と重要性を認識し、それぞれの専門性を活かしながら、本計画の「楽しむ」「活かす」「支える」「つなぐ」「育つ」「創る」の6つの施策に基づく具体的な取組みを積極的に推進し、本市のよりよい発展に寄与していきます。

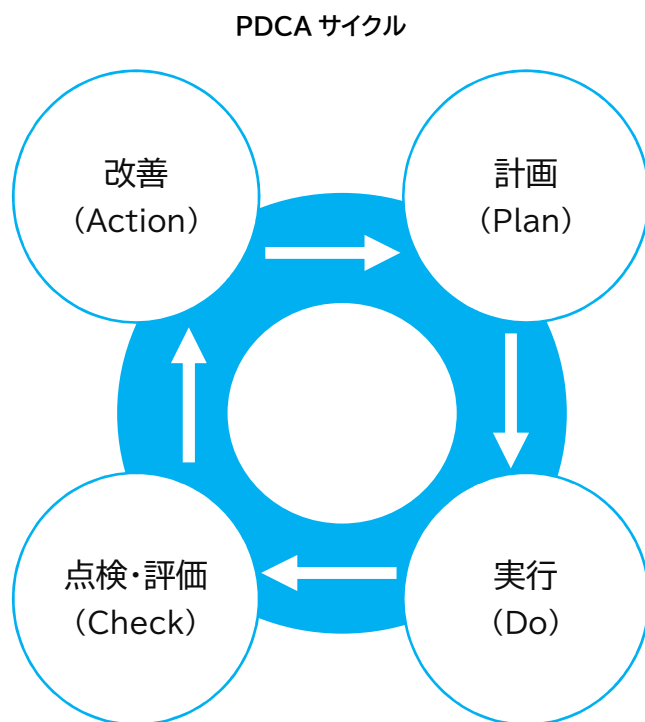
(4)文化芸術団体、アーティスト、NPO、教育・研究機関、商店街等の役割

本計画を着実に推進していくために、各主体がそれぞれの役割を担って活動するとともに、市や各主体の間で相互に交流を深め、協働・連携します。

2 進行管理

(1)PDCA サイクル

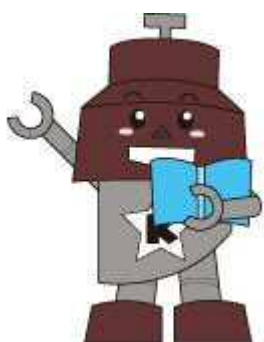
本計画の推進のため、計画の策定・計画に基づく事業の立案(Plan)、その実施(Do)、結果の確認と評価(Check)、評価をもとに事業や計画を見直す改善(Action)のサイクルを、着実に実行していきます。



(2)川口市文化芸術審議会

平成 29 年 9 月の「川口市文化芸術振興条例」により設置された審議会では、「川口市文化芸術基本計画」の調査審議と計画策定後の進行管理を担います。

資料編



1 川口市文化芸術基本計画(第2期)検討の経緯

平成29年9月施行の「川口市文化芸術審議会条例」第2条に基づき、川口市文化芸術審議会において川口市文化芸術基本計画(第2期)を検討しました。検討の経緯は以下のとおりです。

回	開催日	審議の内容等
第1回	令和5年5月9日(火)	委嘱・諮問・会長の選出 計画の位置づけ、期間について 計画の体系と構成について
第2回	令和5年12月1日(金)	第1章(序論)、第2章(基本構想)について
第3回	令和5年12月26日(火)	第3章(基本計画)、第4章(計画の推進体制)について
第4回	令和6年1月24日(水)	素案について 答申について
第5回	令和6年3月22日(金)	パブリックコメントの結果について 計画の策定について

2 川口市文化芸術審議会委員

役職	委員氏名	条例第 4 条該当名	備考
会長	原田 敬美	知識経験者	一級建築士・会社代表
副会長	丸山 晃	知識経験者	(株)埼玉新聞社名誉顧問
委員	川上 典子	市民	公募
委員	寺久保 文宣	知識経験者	洋画家
委員	山下 隆史	知識経験者	元美術館建設基本構想・基本計画審議員
委員	宇田川 格	美術関係者	川口市美術家協会事務局長
委員	青木 邦真	美術関係者	彫刻家
委員	伊藤 真理子	美術関係者	ギャラリー管理運営者
委員	望月 ユッカ	音楽関係者	川口市民音楽協会理事
委員	大西 まみ	音楽関係者	音楽家
委員	齋藤 譲一	音楽関係者	(一社)日本劇場技術者連盟理事長
委員	川田 幸代	社会教育関係者	川口市文化団体連合会副会長
委員	小林 克	社会教育関係者	松蔭大学教授
委員	永井 ルミ子	社会教育関係者	川口茶道会会長

令和 6 年 3 月時点

3 関連の法律

(1)文化芸術基本法

平成 13 年 12 月 7 日号外法律第 148 号(令和元年 6 月 7 日改正)

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他

の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(2)川口市文化芸術振興条例

平成 28 年 3 月 24 日条例第 35 号(平成 30 年 3 月 29 日改正)

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術の振興に関する基本理念を定め、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな活力ある市民生活と魅力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化芸術」とは、文化芸術基本法(平成 13 年法律第 148 号。第 6 条において「法」という。)に基づくものとする。

(基本理念)

第 3 条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、市民の文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう配慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し享受することが市民の権利であり、市民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。

(市の役割)

第 4 条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、本市の特性を考慮し、文化芸術の振興に関し、必要に応じて体制の整備を図り、総合的に推進するものとする。

(市民の理解と交流)

第 5 条 市民は、基本理念に配慮し、自主的に様々な文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を通して文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

(文化芸術基本計画)

第 6 条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術基本計画(文化芸術の振興に関する計画及び法第 7 条の 2 第 1 項に規定する地方文化芸術推進基本計画をいう。次項において同じ。)を策定するものとする。

2 市長は、文化芸術基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(基本施策)

第 7 条 市は、次に掲げる文化芸術の振興に関する施策を行うように努めるものとする。

(1) 広く市民が文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の提供及び充実

(2) 地域に根ざした文化芸術を活用したまちづくりの推進

(3) 文化芸術活動を担う者及び次代の担い手の育成及び支援

(4) 文化芸術の継承及び保護の推進

(5) 教育活動及び生涯学習の場における文化芸術への支援

(6) 文化芸術施設の充実及び活用の推進

(7) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興を図るために必要な施策

(財政上の措置)

第 8 条 市は、文化芸術振興施策を推進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(評価等)

第 9 条 この条例の運用状況を評価し、必要に応じた措置を講ずるものとする。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 30 年 3 月 29 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 用語集

あ

アートギャラリー・アトリア

平成 18 年 4 月にオープン。現代アートの展覧会や地域に根ざした事業を展開し、市民が新しい表現に出会い多様な価値観を共有する場を目指している。「アトリア」とは、アート、アトリエ、リリア(川口総合文化センター・リリア)に由来する造語。

赤山城跡(赤山陣屋跡)

【埼玉県指定旧跡】元和 4 年に代官(通称 関東郡代)伊奈半十郎忠治が築造し、以後長きにわたり在地支配の拠点として機能してきた陣屋敷跡。総面積は 77ha を測り、敷地内には陣屋の中核をなす本丸、二の丸のほか、山王三社、山王沼新田、家臣屋敷地、菩提寺である源長寺などが配されている。

か

川口市教育振興基本計画

川口市教育大綱で示した本市の教育の指針についてより具体化を図るため策定した、本市の教育の振興を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な計画。令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間とし、学校教育から生涯学習まで教育に関する幅広い施策を盛り込んだ構成となっている。

川口市教育大綱

教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じた本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱。第 5 次川口市総合計画が掲げる本市の将来都市像「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」の実現を教育分野から目指す本市における教育の指針。

川口市美術家協会

美術の振興を図り、もって川口市の芸術文化の向上に寄与することを目的に、川口市在住・在勤の美術愛好者による、日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真の 6 専門部会から構成される団体。

川口市文化芸術振興条例

平成 28 年 3 月に市議会議員の議員提案条例として制定された条例。文化芸術の振興に関する基本理念を定め、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな活力ある市民生活と魅力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。本市における文化芸術推進の指針となっている。

川口市文化団体連合会

昭和 21 年に発会。川口市内で全市的活動をつづける各種文化団体の連合体。川口市内における文化活動を目的とした団体の連絡、協調を図り、各種文化活動を健全に促進し、市民活動の高揚に寄与することを目的としている。

川口市民音楽協会

昭和 51 年に創立。主として、器楽演奏による団体、学校吹奏学部、市民オーケストラ、合唱などの団体や趣旨に協賛す

る個人を会員とする。活動は各種音楽会の開催、加盟団体の音楽活動への後援などを行っている。

川口総合文化センター・リリア

芸術文化の振興とコミュニティの促進を図り、もって豊かな市民生活の形成と地域社会の発展に寄与することを目的に、平成 2 年に設置。地上 6 階のホール棟と地上 14 階・塔屋 1 階のタワー棟により構成され、ホール棟にはメインホール（2002 席）、音楽ホール（600 席）、展示ホールがあり、タワー棟にはリハーサル室、会議室などがある。平成 18 年から財団法人川口総合文化センター（平成 22 年から公益財団法人川口総合文化センター）が指定管理者となる。

木曽呂の富士塚

【国登録重要有形民俗文化財】地元で「ふじやま」・「木曽呂浅間」と称され、寛政 12 年に富士講の一派である丸参講の信者である蓮見知重の発願により見沼代用水東縁と見沼通船堀の連絡点の崖上に富士山を模造して築造されたもので、高さ（盛土部）5.4m、直径 20m を計り、塚全体が盛土で築かれており、火口・お中道・胎内めぐりの穴などが設置され、富士講築造の富士塚としては県内最古のもの。

旧田中家住宅

【国登録有形文化財】大正時代に建設された県下有数の本格的洋風住宅。大正 12 年に竣工した煉瓦造三階建の洋館、昭和 9 年に増築された和館のほか、文庫蔵、茶室、池泉回遊式庭園、煉瓦堀により構成されている。

さ

新型コロナウイルス感染症

COVID-19 ともいう、コロナウイルスによる感染症。令和元年 12 月に中国湖北省武漢市の原因不明の肺炎の集団発生から始まり、世界的な大流行に至った。我が国でも「新しい生活様式」が推奨されるなど、外出や活動が大幅に制限される事態となった。

生成 AI

ジェネレーティブ AI。コンピュータが学習したデータを元に新しいデータや情報をアウトプットする技術。これまで人間が実施していた「考える」や「計画する」を AI が実行し、アイデアやコンテンツを生み出す。ChatGPT などが有名。

た

第 5 次川口市総合計画

本市のまちづくりのビジョンを明らかにし、本市の将来の姿を掲げるとともに、その実現に向けて必要な基本方針と施策の方向を定めるもの。計画期間を平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とし、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されている。

デジタル田園都市国家構想

「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という、国が進める構想。

な

日光御成道

本郷追分(東京都文京区)から、川口宿・鳩ヶ谷宿(本市)を通り、幸手宿(埼玉県幸手市)の手前で日光街道に合流するまでの12里30町(約50km)の街道。江戸時代、徳川家が日光社参を行うためにつくられた。

は

初午太鼓

火を扱う鋳物職人たちが初午の日に、稲荷社で安全を祈るための奉納太鼓として叩いたことが起源と言われている本市の郷土芸能。

ビッグデータ

Big Data。人間では全体を把握することが困難な巨大なデータ群。これらを収集、蓄積、分析することで、さまざまな成果を生み出す。

フィッシング詐欺

送信者を詐称した偽の電子メールを送りつける、偽のホームページに接続させるなどの方法で、クレジットカード番号、アカウント情報(ユーザID、パスワードなど)といった重要な情報を盗み出す行為。

フェイクニュース

インターネット上に流通する偽の情報。嘘のニュース、デマ、ゴシップ、陰謀論などで、人を混乱させるためにわざと流される場合もある。

文化芸術基本法

文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的として平成13年に制定された法律。平成29年に法改正され、法律名が、「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」に改称された。

文化芸術拠点

川口駅西口に建設予定の美術館と、隣接する川口総合文化センター・リリアなどの周辺施設が、各々の持つ魅力を最大限に生かして連携を図る、本市の文化芸術振興の拠点。

文化財保護法

文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上を資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律。この法律では、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群と定義している。

ま

民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々の生活の推移の理解のため欠くことのできないもので、特に重要なものとして国等が指定する「重要民俗文化財」と、保存と活用が特に必要なものとして国等が登録する「登録民俗文化財」がある。

無形文化財

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの。人間の「わざ」そのもので、具体的には、そのわざを体得した個人または個人の集団によって体现される。重要なものとして指定する「重要無形文化財」と重要無形文化財には指定されないが、我が国の芸能や工芸技術の変遷を知る上で重要であり、記録作成や公開等を行う必要がある「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」とがある。

や

有形文化財

建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、歴史上、芸術上、学術上価値の高いものの総称。建造物について重要なものとして国等が指定する「国宝」・「重要文化財」と保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を国等が登録する「登録有形文化財」がある。

A～Z

AI

Artificial Intelligence の略。人口知能。コンピュータによる知的な情報処理システムの設計や実現に関する研究分野。

IoT

Internet of Things の略。あらゆるものがインターネットを通じてつながることによって実現するサービス。

SDGs

Sustainable Development Goals の略。平成 27 年に国連サミットで「持続可能な開発のための行動計画(アジェンダ)」として国連総会で採択された。2030 年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットが示されている。

SNS

Social Networking Service の略。インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計されたサービス。

<参考資料>

川口大百科事典刊行会発行「川口大百科事典」

川口市教育委員会発行「江戸の米倉 新田開発と伊奈氏」

川口市文化芸術基本計画(第 2 期)

発 行 日 令和 6 年 3 月

企画・編集 川口市市民生活部文化推進室

発 行 者 川口市

〒332-8601 川口市青木 2 丁目 1 番 1 号

TEL 048-258-1110(代表)



川口市